

《令和7年度 民間保育所等工事検査業務マニュアル・目次》

目 次

資料シートNo.

1. 横浜市連絡先・関係規定等（資料-A）
2. 設計審査・工事検査の標準的な流れ（資料-B）
3. 2.実施設計審査について（資料-C）
4. 6.契約方法、7.入札について（資料-D）
5. 8.完了検査について（資料-E）
6. 設計審査の注意事項【書類の綴り方】及び完了検査の注意事項（資料-1）
7. 設計内訳書等の構成及び注意事項（資料-2-①～⑤）
8. 内訳書端数処理関連の注意事項（資料-3）
9. 代価表・「その他」経費・率について（資料-4）
10. 各共通費の率（資料-5）
11. 工事費の構成について（資料-6-①）
12. 各共通費について（資料-6-②）
13. 数量調書関連（資料-7-①～⑤）
14. 見積比較表（資料-8）
15. カタログ比較表（資料-9）
16. 福祉のまちづくり条例・工事完了届書（資料-10）
17. 単価根拠（資料-11）
18. その他資料（照度計算・熱負荷計算表・部屋別熱負荷計算表）（資料-12-①②）
19. 印紙税法（資料-13）
20. JIS照度基準（資料-14）
21. 産業廃棄物管理票（マニフェストについて）（資料-15-①～②）
22. VOC測定について（資料-16）
23. 参考資料
 - ・① 実施設計審査・持ち込み資料事前確認時の注意点《チェックリスト》
 - ・② 横浜市民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査について
 - ・③ 完了検査チェックシート（建築・電気・機械設備）
 - ・④ 完了検査に向けた注意事項及び準備について
 - ・⑤ 設備関連試験データ測定シート
 - ・⑥ 増減表（バランスシート）
 - ・⑦ 竣工時最終データの提出について

1 横浜市連絡先

- | | | | |
|-----|-------|-----------------|--------------|
| (1) | 契約担当課 | こども青少年局監査課 | 045-671-4193 |
| (2) | 業務担当課 | こども青少年局こども施設整備課 | 045-671-4146 |

関係規定等

1. 関係法令

- (1) 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
- (2) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
- (3) 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日法律第91号)
- (5) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第60号)
- (6) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月25日条例第47号)
- (7) 横浜市福祉のまちづくり条例(平成24年12月28日 条例第90号)

2. 保育所等の整備に関する関係要綱

- (1) 横浜市民間保育所建設費等補助金交付要綱(平成13年9月14日福保推第379号)
- (2) 横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱(平成15年10月24日福子施第209号)
- (3) 横浜市認定こども園整備事業補助金交付要綱(平成18年9月25日こ保計第293号)
- (4) 横浜市横浜保育室認可保育所移行支援事業補助金要綱(平成25年4月25日こ保整第77号)
- (5) 横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱(平成26年7月31日こ保整第650号)
- (6) 横浜市家庭的保育事業設備助成金交付要綱(平成27年9月17日ここ施第808号)
- (7) 横浜市民間保育所設置認可等要綱(平成18年1月24日福子施第248号)
- (8) 横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱(平成27年3月26日こ保整第1465号)

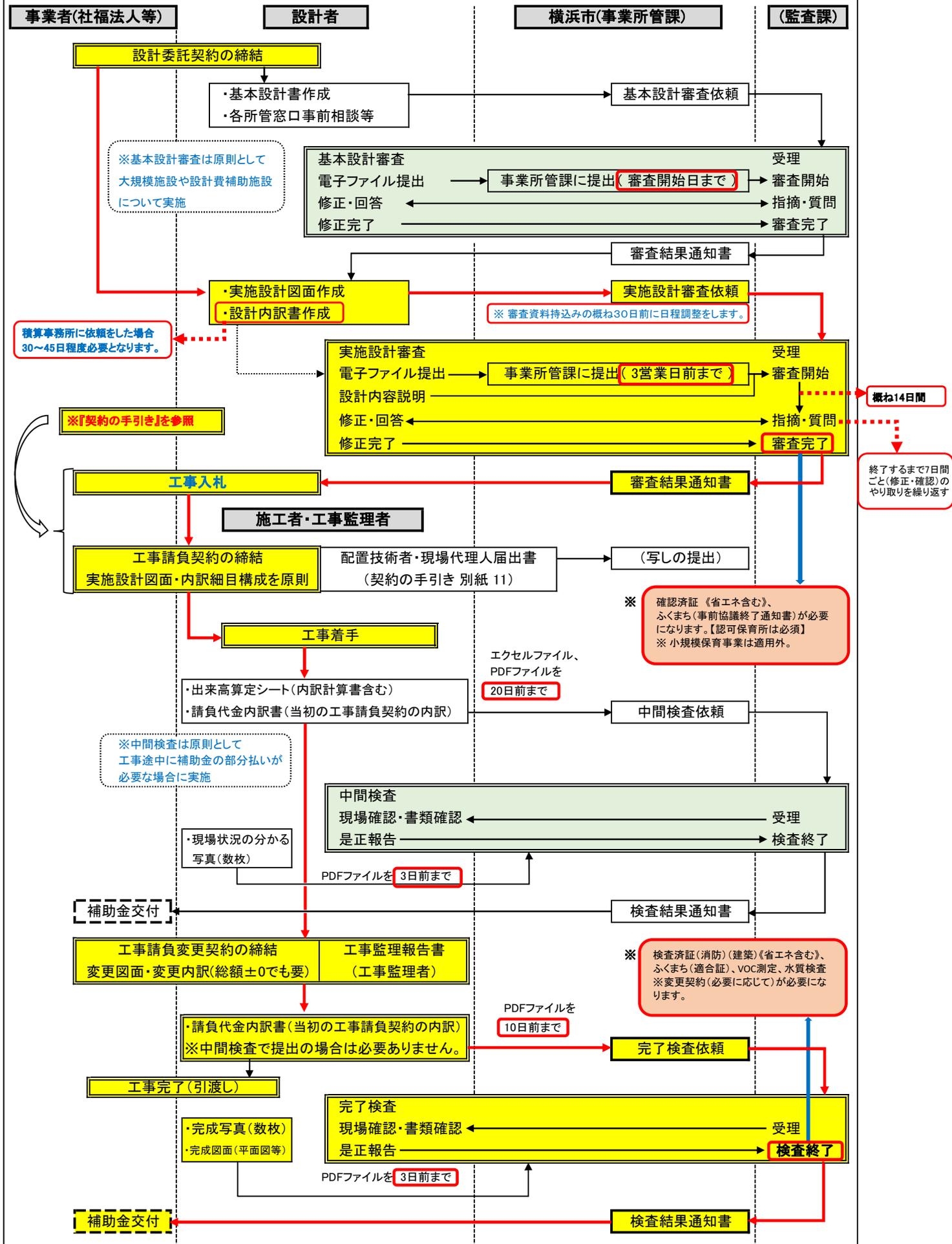
3. その他関係要綱等

- (1) 民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱(平成24年3月22日こ監第341号)
- (2) 契約の手引き(令和3年2月 こども青少年局監査課)
- (3) 施設整備監査の手引き(令和3年2月 健康福祉局監査課)
- (4) 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について(参考)
- (5) 横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン(平成17年12月20日)
- (6) こども施設整備に伴う揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定について
(平成27年度版 こども施設整備課)
- (7) 保育所整備の手引き(令和3年8月版)
- (8) 小規模保育事業所整備の手引き(令和4年4月版)
- (9) その他、業務担当課が個別具体的に示す内規
 - ※ 設計・施工の際の留意事項
 - ※ 横浜市民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査について
 - ※ 実施設計審査 持ち込み資料事前確認時の注意点《チェックリスト》
 - ※ 上記は現時点での最新版であり、改正される場合があるため常に最新版を確認すること

2 1.設計審査・工事検査の標準的な流れ

(※採択後の流れ)

※一般的な認可保育所、小規模保育事業等については、実施設計審査 → 完了検査のフローとなります。



2. 実施設計審査について

- 1) 提出資料：電子ファイル(CD等)1式(建築・電気設備・機械設備)及び各々、ファイリングしたものを各1部提出してください。
図面はA3版(3部)、その他の資料はA4版(各1部)の提出となります。
※(電子ファイルは、ウイルスチェックを行い提出してください。)

(1) 設計図面(必要図面)(電子ファイルは、各フォルダごとに、PDF形式・1ファイルで保存)

- ① 意匠図：(図面リスト、設計概要、工事区分表、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、展開図、各詳細図、建具表、家具図、外構図、現況図、解体図、その他必要な図面)
- ② 構造図：(特記仕様書、標準図、杭図、基礎伏図、梁伏図、軸組図、部材断面図、各部詳細図、その他必要な図面)
※必要に応じて
- ③ 電気設備図：(特記仕様書、構内線路図、受変電設備図、発電機設備図、分電盤結線図、設備平面図、設備系統図、設備姿図(機器数量を記入)、太陽光発電設備図、その他必要な図面)
- ④ 機械設備図：(特記仕様書、空調設備機器表、ダクト系統図、ダクト平面図、配管平面図、衛生設備機器表、衛生設備平面図、消火設備平面図、設備詳細図、その他必要な図面)
- ⑤ 昇降機設備図：(特記仕様書、昇降路平面図、昇降路断面図、乗り場正面図、その他必要な図面)

(2) 設計内訳書及び別紙明細

- ① 国土交通省「公共建築工事内訳書標準書式」を参考にした内訳項目により作成してください。
- ② 内訳の各細目は名称、摘要、数量、単位、金額を記載し、設計図面と照合できるようにしてください。また、備考欄に単価根拠の出典等を記載してください。

(3) 積算関係資料

- ① 代価表：(備考欄に労務歩掛り根拠、単価根拠の出典等を記載してください。労務単価は最新版を採用してください。)
- ② 数量調書：(集計表等を添付し、集計数量が設計内訳書の数量と一致するようにしてください。)
- ③ 見積比較表：(原則3者以上から見積り徴収をお願いします。)
- ④ 参考見積書：(宛先及び施設名に間違いはないか、有効期限は切れていないか等を確認ください。)
- ⑤ 刊行物のコピー：(表紙を含めた刊行物のコピーに、価格採用箇所が分かるようにマーク等をしてください。)
- ⑥ カタログのコピー：(表紙を含めたカタログに、価格採用箇所が分かるようにマーク等をしてください。)
- ⑦ 労務歩掛資料のコピー：(表紙を含めたカタログに、価格採用箇所が分かるようにマーク等をしてください。)

(4) 確認済証及び確認申請書(第1面～第6面) ※ 省エネ法：適合証含む

(5) 福祉のまちづくり事前協議終了通知書の写し

(6) 参考資料

- ① 電気設備計画計算書：幹線、照度、変圧器容量、非常用発電設備等、その他指示する資料
- ② 機械設備計画計算書：空調、換気、熱負荷、ポンプ容量等、その他指示する資料
- ③ 標準仕様書：各公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書以外の仕様書を採用する場合は、その仕様書
- ④ その他審査に必要な図書

(5) 審査資料の事前チェック

審査開始の概ね3日前に、担当課での書類(審査資料)の事前チェックを受けて下さい。

※ "実施設計審査 持ち込み資料事前確認時の注意点 <<チェックリスト>>" に基づき事前チェックをお願いします。

3. 審査日程

(1) 審査開始

- ① 事業担当課と審査開始日(第一回目の審査資料の持ち込み日)の日程を調整してください。
※ 3日程度候補日を挙げていただき日程調整をします。
- ② 打合せには、設計担当者(建築・電気設備・機械設備)の出席をお願いします。
※ 各設計内容の説明をお願い致します。

(2) 指摘事項の連絡

- ① 審査開始日から2週間後までを目安として、電話又は電子メールで建築・設備の各担当者から指摘事項等をお伝えします。
- ② 設計担当の方(設備を含む)は、電話又は電子メールを必ず受信できるようにしてください。

(3) 指摘事項の修正

- ① 指摘事項等の修正後速やかに、指摘事項等を修正した資料の送付をお願いします。
- ② 指摘事項を修正した資料は、PDF形式で電子メールによる送信又は、郵送にて送付をお願いします。
※ 指摘事項を受領後、概ね1週間を目安に修正データ等のやり取りを行い、全ての指摘事項が完了するまでこの作業を繰り返す。

(4) 審査完了

- ① 審査完了日は、指摘事項の修正がすべて完了した日となります。
- ② 指摘事項の修正を完了した実施設計資料の電子ファイルは、必ず最終版に差替えを行い、当該工事の工事完了年度から最低10年間の保存をお願いします。

(5) 審査完了後の注意事項

- ① 入札参加者への現場説明(図渡し)で配付する設計図書は、現場説明書、実施設計図面、設計内訳書(金額抜き)とし、実施設計図面及び設計内訳書は横浜市の審査を受けたものを使用してください。
- ② 締結する工事請負契約書には、実施設計図面及び請負代金内訳書(原則として実施設計の設計内訳項目に施工者が請負単価を入れて作成したもの)を添付し、発注者・受注者で各1部作成してください。

4. 留意点

- (1) 開発許可申請を伴う場合は、開発許可の申請期間が長かかりますので注意してください。
- (2) 設計図面は、入札の際の発注図面となるようにまとめてください。
- (3) 工事価格の積算では、「第5章 資料編 2工事積算に関わる単価の作成等について」により単価を決定してください。
また共通費は、「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」の別に、市場の実勢を考慮して計上してください。
- (4) 設計図書は、下記の標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の最新版を参考にしてください。

新築・増築の場合

- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

改修の場合

- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)

木造の場合

- ・公共建築木造工事標準仕様書(電気設備・機械設備は上記のいずれかを適用)

- (5) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、①質問回答書、②現場説明書、③特記仕様書、④設計内訳書・図面、⑤標準仕様書としてください。
- (6) 単価の参考とした刊行物の該当ページ、メーカーのカタログ等は、参考とした部分をコピーしてマーカなどで採用箇所が分かるようにしたうえで関係資料として添付してください。
- (7) 見積書の整理は、工種ごとに見積比較表により整理してください。

- (8) 各種加入金等については工事に入らないので、設計内訳書に計上しないでください。
- (9) 備品類で工事に入らないものは、設計内訳書に計上しないでください。
- (10) 工事完了後、揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定を実施するように設計図書に明示してください。
なお、設計時に共通仮設費への積上げ積算が必要になります。(測定方法等については、横浜市建築局の「揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定マニュアル」に準拠してください。)
なお、マニュアルは下記のURLより最新版の入手をお願いします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.html>

- (11) 補助対象の工事と同時並行的に実施される関連工事がある場合には、事前に横浜市と協議をしてください。
- (12) 複数の補助対象施設の合築、補助対象施設と補助対象外施設の合築や、制度的に補助対象にできない設備等を含む工事を、同一工事で整備する場合は、内訳書の各項目に各補助事業別及び補助対象外の区分を記載してください。
この場合内訳書の集計表には、直接工事費及び各経費の集計のほか、補助金算定用の集計表を加えてください。
※「第5章 資料編 3設計内訳書の例」を参照してください。

5. 確認事項

(1) 設計全般

- ① 法手続は完了しているか。
※【建築確認(確認済証)、省エネ法(適合証)、福祉のまちづくり条例(事前協議終了通知書)、その他必要な手続き等】
- ② 「保育所整備の手引き」「設計・施工の留意事項」に基づき設計図書が作成されているか。
- ③ 提出資料はすべて揃っているか。
※【各図面、設計内訳書、数量調書、代価表、見積書、カタログ、単価根拠資料、計算書等】

(2) 図面

- ① 発注図面として必要な情報が記載されているか。
※【施設整備監査の手引き、関係規定等を十分確認して必要な情報を表記してください。】
- ② 造成工事等の補助対象外部分が明記されているか。
※【補助対象外部分については、施工区分等含めて明確に表記してください。】
- ③ 使用材料、工法、設備等の選定は適切か。
※【極端にグレードの高いものや特殊な工法を採用していないか確認ください。】
- ④ 材料、機器等で1者指定となるような表現がされていないか。
※【1者指定の表記は、同等品若しくは同等品以上等の表記としてください。】
- ⑤ 建具、家具、サイン等の数量はキープランと姿図で表示されている数量が整合しているか。
※【図面、数量調書、内訳書を整合してください。】
- ⑥ 補助対象施設の設備等の設置基準を遵守しているか。
※【施設整備監査の手引き、関係規定等を十分確認して必要な情報を表記してください。】
- ・所要諸室・廊下幅員・所要設備・必要床面積・内装制限・避難階段、特別避難階段の設置及びその構造基準・防火区画等
※【施設整備監査の手引き及び各横浜市の基準条例等の確認を必ずしてください。】
- ⑦ 転落防止等安全上の配慮がされているか。
※【屋上圍産などフェンスの高さや忍び返し等の安全面の配慮をお願いします。】
- ⑧ 設備設計は、「内線規程」「建築設備設計基準」等の関係基準に沿った適切な設計となっているか。

⑨ 標準仕様書の記載例

(適用範囲若しくは適用)

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(△△工事編)」〇〇年版及び建築工事標準詳細図、公共建築設備工事標準図(〇〇年版)△△設備工事編を準用するものとし、優先順位は次のとおりとする。

- 1 質問回答書 2 現場説明書 3 特記仕様書 4 設計内訳書・図面 5 標準仕様書
※【仕様書は必ず最新のものを採用してください。】

(3) 内訳書

- ① 項目名及び順序は国土交通省「公共建築工事内訳書標準書式」を参考にしているか。
- ② 項目、規格、数量は設計図面と整合しているか。
- ③ 材料、機器等で1者指定となるような表現がされていないか。
※【1者指定の表記は、同等品若しくは同等品以上等の表記としてください。】
- ④ 単価の根拠が整理されているか。
- ⑤ 単価根拠のまとめ方が統一されているか。
※【横浜市民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査について】を参照
- ⑥ 単位の間違いはないか。
- ⑦ 単位が1式の場合、別紙明細や代価表はあるか。 ※【必ず数量と単価が分かる表記としてください。】
- ⑧ 建具工事の数量は建具表の数量と一致しているか。
- ⑨ 設備工事の数量は器具表の数量と一致しているか。
- ⑩ 項目が重複計上されていないか。
- ⑪ 不必要な項目が入っていないか。(例:消費税相当額の二重計上)
- ⑫ 数量は数量調書と整合しているか。
- ⑬ 数量、単価で桁間違いと思えるものはないか。
- ⑭ 専門業者の見積書、カタログ等は実勢を考慮した単価査定をしているか。
- ⑮ 計算ミスはないか。
※【計算ミスは率処理されている共通費に影響するので内訳書全体に波及するため、提出前に再度確認をしてください。】
- ⑯ 別途発注する造成工事等の補助対象外部分が積算に含まれていないか。

(4) 数量調書

- ① 集計表と内訳書の数量や材料が整合しているか。 ※【内訳書の工事項目ごと集計をしてください。】
- ② 集計表と計算書の数量が整合しているか。
- ③ 土工事で埋戻し土が根伐土を転用する場合、又は購入土の場合で、根伐、埋戻し、残土処分それぞれの土量の数値は整合がとれているか。
- ④ 鉄筋、鉄骨工事で設計数量と所要数量は考慮されているか。

(5) 参考見積

- ① 見積書のあて先、提出年月日が整合しているか。 ※【宛名、日付、有効期限等十分確認をして提出してください。】
- ② 見積比較表と見積書の金額、業者名が整合しているか。
- ③ 採用された見積り金額が最低金額となっているか。 ※【見積比較表で適正な掛率、端数処理等を行ってください。】
- ④ 内訳書と見積比較表の査定金額は一致しているか。
- ⑤ 消費税相当額が査定金額に含まれていないか。

(6) 電気設備計画計算書

- ① 受変電設備の最大需要電力を考慮した変圧器容量になっているか。
- ② 幹線ケーブルの太さは、電圧降下及び許容電流の条件を満足しているか。
- ③ 非常用照明及び一般照明の照度等の計算はされているか。 ※【照度計算、照度分布図等を提出ください。】

(7) 機械設備計画計算書

- ① 冷暖房の熱量計算はされているか。 ※【熱負荷計算等を提出ください。】
- ② 必要換気風量等の計算はされているか。 ※【換気計算等を提出ください。】

6. 契約方法について

(1) 予定価格と契約締結方法

契約締結方法については、原則として一般競争入札としますが、予定価格に応じて会計監査を受けない法人の場合は表1-1に、会計監査を受ける法人(会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人、以下同じ)の場合は表1-2に示す方法によることもできます。

予定価格とは、契約の上限価格としてあらかじめ算定したものを基に、理事会で決定したものをいい、特に工事の場合は、設計者が公共建築物の積算基準を参考として適正に積算したものを基に決定する必要があります。予定価格は、特記のない限り、消費税及び地方消費税相当額を含む価格とします。ただし、入札において入札書に記載される入札額には消費税及び地方消費税相当額を含まないため、これと比較する予定価格(予定価格調書に記載する額)には消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載しますのでご注意ください。

また、工事契約の発注単位は、主たる工事の工種(予定価格の中で最も大きな部分を占める工種で、通常は「建築」)への一括発注としますが、予定価格が全体で7億円以上又は設備工事(工種が「電気」及び「管」を主体とする工事)の部分で2億円以上の工事は、設備工事の分離発注を行ってください。市有地の貸与を受けて、社会福祉施設等を建設する場合は、工事予定価格が7億円未満の工事であっても、できる限り設備工事の分離発注を行ってください。(要綱第5条)

この他、一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある場合は、指名競争入札とすることができます。(要綱第4条第2項)また、随意契約を用いることができる場合もあります。(第4章設計事業者の選定(プロポーザル方式の場合)及び第7章随意契約(プロポーザル方式を除く)を参照してください。)なお、重要な契約については、社会福祉法に基づき、理事会において決定するとともに理事長及び業務執行理事は、契約結果等を理事会に報告しなければなりません。

(2) 入札参加資格

入札等の参加資格を有する者は、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)第24条に規定する市内事業者(※1)とします。ただし、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中(以下「指名停止」という)(※2)の者は除きます。なお、特殊な技術や経験・知識を特に必要とする工事又は設計や特殊な部品で購入先が限定される物品の購入等では、準市内又は市外事業者の参加が可能な場合もありますので、ご相談ください。

※1 横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

※2 有資格者名簿・指名停止措置一覧は、下記のURLより最新版の入手をお願いします。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

また、横浜市役所トップページ内の最上段右側のカスタム検索で、「ヨコハマ・入札のとびら」と入力・検索していただき、その検索結果から上記と同じURLに進むこともできます。

(3) 格付等級と共同企業体要件

工事の入札・契約においては、各工種の格付等級は、原則として表2のとおり決定してください。また、共同企業体による入札参加を認める場合は、表3の要件に基づき決定してください。

7. 入札について

入札については、工事事業者を一般競争入札で選定する場合と指名競争入札で選定する場合とでは、フローが異なりますので詳細につきましては契約の手引き、及び契約の手引き(別紙)にて標準的な業務フローをご確認ください。
また、**必要書類、書式等**についても“**契約の手引き**”等をご確認ください。

(別紙1-1) 標準的なフローチャート①:【工事事業者を一般競争入札で選定】する場合

(別紙1-2) 標準的なフローチャート②:【工事事業者を指名競争入札で選定】する場合

(1) 契約の締結方法について ※ 契約の手引き

表 1-1 契約締結方法 (会計監査を受けない法人の場合)

	予定価格	入札等の方式	入札参加資格・指名数等	備考
工 事	7億円以上	一般競争入札	市内事業者 (分離発注)	建築を主体とする工事と電気及び管を主体とする工事について、それぞれ別の事業者との間で工事請負契約を締結する。
	7億円未満1億円以上	一般競争入札	市内事業者	
	1億円未満1,000万円超	指名競争入札	市内事業者から8者以上を指名	一般競争入札も可
	1,000万円以下250万円超	随意契約	市内事業者3者以上による見積合せ	一般競争入札及び指名競争入札も可 札も可
	250万円以下100万円以上	随意契約	市内事業者2者以上による見積合せ	
	100万円未満	随意契約		
市有地貸与を受けて整備するものについては、予定価格に関わりなく、分離発注を行うよう努めてください。				

表 1-2 契約締結方法 (会計監査を受ける法人の場合)

	予定価格	入札等の方式	入札参加資格・指名数等	備考
工 事	20億円超	一般競争入札	市内事業者	一般競争入札及び指名競争入札も可 札も可
	20億円以下(上限金額) 250万円超 (各法人が実態に応じて上限金額を設定)	随意契約	市内事業者3者以上による見積合せ	
	250万円以下 100万円以上		市内事業者2者以上による見積合せ	
	100万円未満			

表2 予定価格による格付け等級(横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている場合)

予定価格			格付け等級
建築工事	設備工事	土木工事	
1億2,000万円以上	2,500万円以上	1億2,000万円以上	A
1億2,000万円未満 2,500万円以上	2,500万円未満	1億2,000万円未満 2,500万円以上	B
2,500万円未満	—	2,500万円未満	C

表3 共同企業体の発注単位別参加要件額

発注単位	予定価格
一括	7億以上
建築	7億以上
土木	5億以上
設備	2億以上

(2). 工事事業者の選定について

1). 工事事業者の選定・入札(一般競争入札の場合)

補助対象工事の予定価格が、会計監査を受けない法人で1億円以上となる契約と、会計監査を受ける法人で20億円を超える契約は、一般競争入札によって工事事業者を選定してください。

設備工事の分離発注の対象となる大規模工事や、共同企業体の参加を認める工事も、通常は一般競争入札となります。

予定価格が、会計監査を受けない法人で1億円未満の場合と、会計監査を受ける法人で20億円以下の場合も、一般競争入札を選択することができます。

なお、ほ装、造園、電気、管の工種の予定価格が5千万円以上の場合と、前記の4工種以外の予定価格が1億円以上の場合、予定価格は事前公表せず、事後公表となりますので御注意ください。

横浜市と協議のうえ、次のとおり入札手続きを進めてください。手続の流れについては、別紙1-1フローチャートを参照してください。

2). 工事事業者の選定・入札(指名競争入札の場合)

補助対象工事における工事事業者選定は一般競争入札が原則ですが、予定価格が会計監査を受けない法人で1億円未満の契約は、指名競争入札も可能となります。ほ装、造園、電気、管の工種の予定価格が5千万円未満の場合と、前記4工種以外の予定価格が1億円未満の場合の予定価格は事前公表となりますので、横浜市と協議のうえ、次のとおり入札手続きを進めてください。手続の流れについては、別紙1-2フローチャートを参照してください。

1) 実施設計審査の資料の持ち込み等について

- 表1-1又は表1-2の区分に応じ、予定価格から工事を競争入札に付す場合は、設計業務を設計資格者に委託し、実施設計図面及び設計内訳書(金額入り)を作成し、横浜市の審査を受けてください。設計図面・内訳書等の審査資料の持ち込みは、原則として、新築案件については竣工予定年度の9月まで、改修案件については11月までとします。
- 事業の遂行に支障のない限り、造成工事等の補助対象外工事は入札、契約を建築工事と分離してください。契約を分離できない場合は、補助対象外工事の項目を明確に分けてください。実施設計審査の対象は、補助対象項目のみですが、補助対象外の項目も適正に設計してください。
- 入札参加者への現場説明(図渡し)の際には、審査を受けた実施設計図面・設計内訳書(金額抜き)を配付していただきますので、社会福祉法人等と設計者との間で、施設整備工事の詳細について事前に十分協議し、設計内容を詰めておいてください。
- 理事会等の開催は、横浜市の実施設計審査終了後としてください。実施設計審査が終了すると、設計内訳書の金額が確定し次の手続に進みます。
- 理事会等(1回目)の開催は、原則として横浜市の実施設計審査終了後としてください。ただし、1回目の理事会等で予定価格・最低制限価格を決定しない場合は、実施設計審査の終了を待たずに開催することができます。(設計内訳書の金額が確定しないと分離発注・格付等級などを決定できない場合は1回目理事会等の事前開催はできません)この場合も、2回目の理事会等の開催は、必ず実施設計審査終了後としてください。

8. 完了検査 について

1) 提出資料

(1) 完了検査の10日前までに、工事請負契約書、請負代金内訳書のPDFファイルを提出してください。

※（工事請負契約書に添付した内訳書で、原則として実施設計審査時の設計内訳項目に施工者が請負単価を入れて作成したもの。なお、中間検査時に提出していれば必要ありません。）

(2) 完了検査の3日前までに、次の資料を提出してください。

- ① 完成写真のPDFファイル(外観、主要諸室を含む5カット程度)
- ② 完成図面のPDFファイル(配置図、平面図、立面図等) A3版数枚

2) 準備資料(工事の内容に応じて該当する資料を準備してください。)

(1) 施工者が準備するもの【**建築・電気・機械設備共通**】

- ① 建築基準法の手続関係書類(確認済証(計画変更)、軽微な変更届、中間検査合格証、検査済証)
- ② 関係法令の手続関係書類(消防用設備等検査済証(設置届含む)、福祉のまちづくり条例指定施設整備基準適合証 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)75条の届出書の写し(第一面から三面)、建設リサイクル法の届出書等)
※ 福祉のまちづくり条例で緩和を受けた場合、適合証が交付されないため、適合証が交付されない施設は、完了届に建築局の決済日が入った副本の写しを提出下さい。
- ③ 工事請負契約書((民間(七会)連合協定工事請負契約約款・実施設計図面、請負代金内訳書等を含む原本で収入印紙を貼付したもの)・(JVの場合、JV協定書を含む))
- ④ 工事請負変更契約書(工事内容等に変更がある場合)
名称・様式は問いませんが、建設業法第19条第2項に定める書類として作成してください。変更内訳書(バランスシート)・変更指示書・変更図面等を添付して、工事の変更内容を分かりやすく示してください。(※施設整備監査の手引き・「第5章 資料編 6変更内訳書の例」参照)
- ⑤ 関連工事の工事請負契約書(補助対象外の造成・外構工事、補助対象のテナント工事と同時施工される補助対象外の本体工事等がある場合)
- ⑥ 前払い保険証書(補助金を含む前払いがある場合)
- ⑦ 実施工程表(設備工事も含めた出来高曲線の表示)
- ⑧ 配置技術者・現場代理人届出書
- ⑨ 下請負人選定届
- ⑩ 施工計画書、施工報告書(各工種)
- ⑪ 工事打合せ議事録
- ⑫ 完成図
- ⑬ 機器図
- ⑭ 工事記録写真(撮影日付を入れてください)
- ⑮ 完成写真
- ⑯ 出荷証明書、資材納品書、伝票(種別ごとの集計一覧表)
- ⑰ 取扱説明書
- ⑱ 各種保証書
- ⑲ 建設廃材処分関係(契約書、処理業・取集運搬業の許可書の写し、マニフェスト等)
- ⑳ 完了検査の記録
- ㉑ 上記のほか、事業者への引渡し書類一式

【建築関連】

- ① 残土処分関係(処理計画書・処理結果報告書(治水事務所への届出書)、受入証明書)
- ② 山留め計画書・報告書
- ③ 杭施工計画書・報告書、地盤改良施工結果報告書
- ④ コンクリート配合計画書、打設計画書及び報告書
- ⑤ 各種試験結果関係書類
 - ・鉄筋工事 ・ガス圧接試験(外観試験、抜取試験) ・コンクリート工事(フレッシュコンクリート試験、圧縮強度試験)
 - ・鉄骨工事(品質(規格品証明書(鋼材、ボルト))検査 ・現寸検査、製品検査、建方検査 ・第三者試験(超音波探傷試験等)
- ⑥ 施工実績数量の集計表(コンクリート、鉄筋、鉄骨 等)
- ⑦ SDS(安全データシート)
- ⑧ VOC濃度測定報告書

【電気設備関連】

- ① 各種法令等手続関係書類 (電気設備設置届出書等)
- ② 各種試験結果関係書類
 - ・接地抵抗測定 ・絶縁抵抗測定 ・絶縁耐力試験 ・非常用照明の照度測定 ・非常用発電装置負荷試験
及び起動停止試験等

【機械設備関連】

- ① 各種諸官庁届出書類の写し (給水、排水設備、GHP等)
- ② 各種法令等手続関係書類 (火を使用する設備等の設置届出書等)
- ③ 各種試験結果関係書類
 - ・給水管及び給湯管等の水圧試験 ・換気量測定 ・空調機冷媒管やガス配管の気密試験 ・飲料水の水質検査等
- ④ 空調機試運転調整記録、床暖房試運転成績表

【工事監理者関連】

- ① 工事監理委託契約書(写しで可)
- ② 工事監理体制表
- ③ 工事監理者指示書(工事内容の変更がある場合は、原則として工事請負変更契約書も必要です。)
- ④ 工事監理報告書(主要な設計変更、主要な建築材料・建築設備等が設計図書のとおりであることの確認、主要な工事が設計図書のとおり実行されていることの確認、工事完了時における確認、施工者に与えた注意、建築設備に係る意見、に関する関係資料を添付し、議事録・立会写真等を整理してください。)

3) 留意点

- (1) 完了検査には、事業者、工事監理者(建築、電気、機械各担当者)及び施工者(建築、電気、機械各担当者)の出席をお願いします。
- (2) 検査は、現地にて現場確認と書類確認を行います。
- (3) 変更契約については、必ず事業所管課に変更内容等について連絡してください。

4) 確認事項

(1) 【建築・電気・機械共通】

① 前払い保険(補助金を含む前払いがある場合)

1. 保険証書はあるか。
2. 保険証書の契約者、契約金額等の契約条件は適正か。
3. 保険期間は適正か。

② 工事請負契約書

1. 各項目に未記入はないか。
2. 一括下請負の禁止が明記されているか。(「契約の手引」参照)

③ 工事監理契約書

1. 各項目に未記入はないか。
2. 監理期間は適正か。

④ 配置技術者・現場代理人(変更)届出書

1. 現場代理人、主任技術者・監理技術者は適正に選任されているか。
2. 現場体制は適正か。

⑤ 実施工程表

1. 工期は契約書と一致するか。
2. 設備工事を含めた工程表を作成しているか。
3. 出来高曲線を表示しているか。

⑥ 下請負人選定届

1. 下請負人名称、下請負人住所、許可業種、施工部分、現場担当責任者氏名等は記入されているか。
2. 下請負人選定届は揃っているか。

⑦ 工事打合せ議事録

1. 最初の打合せ日が契約日以降となっているか。
2. 定例打合せの開催時期は適切か。
3. 工事監理者は適宜出席しているか。
4. 現場の変更となる内容は適正に処理しているか。 ※(工事監理者が変更指示書で指示していること)

⑧ 工事監理者指示書

1. 工事監理者が作成しているか。
2. 手直しや変更事項の記載がされているか。

⑨ 工事監理者の検査記録

1. 各種材料検査、施工検査及び各種試験の立会いが行われ、記録があるか。
2. 工事監理者が各種検査及び試験に立ち合っている写真等の記録はあるか。また、監理報告書にこれらの記録は記載されているか。

⑩ 建設廃材処分関係

1. 廃棄物の処理、収集運搬の契約は適正にされているか。
2. 廃棄物の処理業、収集運搬業の許可を得ているか(許可証、許可車輛を確認)。
3. 許可内容は適切か。
4. 許可期限は切れていないか。
5. 産業廃棄物マニフェストはあるか。(※A票～E票は確認できるか。)

⑪ 工事完了検査の記録(施工者、監理者、事業者)

1. それぞれの検査記録があるか。
2. 手直し等の完了の確認の記録があるか。

⑫ 法定検査関係

- ・ 法定の完了検査は合格しているか。
 1. 検査済証(建築基準法(昇降機)・消防法) ※省エネ法含む(変更の届出等)
 2. 検査済証(都市計画法・宅地造成等規制法)

⑬ 完成図書

1. 完成図書、引渡書類は作成されているか。
2. 故障時の連絡先は記載されているか。

⑭ 保証書

1. 保証書はあるか(建築の防水、樹木等を含む)。
2. 保証開始年月日が引渡し日以降になっているか。
3. 保証期間は適切か。

(2) 【建築関連】

① 法定手続き等が完了し、書類が整理されているか。

- ・建築確認済証 ・軽微な変更届 ・中間検査合格証 ・検査済証 等 ・省エネ法(適合証、変更の届出書)
- ・福祉のまちづくり事前協議終了通知書 ・建設リサイクル法届出書
- ・福祉のまちづくり条例指定施設整備基準適合証 ※適合証が交付されない施設は完了届(建築局の決済日が入ったもの)副本写し

② 施工計画書

1. 施工計画書に材料、製品、工法、品質管理、安全管理等具体的に定められているか。
2. 施工計画書の作成に、適正な技術者が関与しているか。

③ 杭施工報告書 ※(該当工事があった場合)

1. 杭の芯ずれは許容値以内となっているか
2. 芯ずれがあった場合の補強は適正になされているか。
3. 支持層の確認がされているか。
4. 変更がある場合、建築基準法上の変更確認の処理がされているか。

④ 各種試験結果関係

・ [コンクリート工事]

1. 配合計画書の強度と設計強度は整合しているか。
2. 配合計画書にアルカリシリカ反応、骨材及びセメント試験結果書が添付されているか。
3. 配合計画書の日付は契約日以降か。
4. スランブ値、空気量、塩化物量、温度、フロー値は適切か。
5. 強度試験は第三者機関で行っているか。
6. 4週強度が設計基準強度以上となっているか。
7. 基準日以前に型枠取り外しを行った場合は別途試験により所定の強度を確認しているか。
8. 強度の数値にばらつきがないか。

・ [鉄筋圧接試験]

1. 第三者機関で試験を行っているか。
2. 母材で切断しているか(引張試験の場合)。
3. 引張試験値が母材の規格値以上かつ圧接面で破断がないことを確認しているか。
4. 試験結果が合格となっているか。

・ [ミルシート (鉄筋、鉄骨、高力ボルト)]

1. 現場名が記載されているか。
2. 検査結果が合格となっているか。
3. 設計図指定の材料となっているか。

・ [鉄骨超音波探傷試験]

1. 第三者機関で試験を行っているか。
2. 検査結果が合格となっているか。
3. 不合格箇所があった場合、再溶接等の適切な処置を行っているか。

⑤ 出荷証明書、資材納品書、伝票

1. 納入先のあて名は適切か。
2. 材料の名称、規格、数量は適切か。
3. 納入日は現場の進捗からみて適切か。
4. コンクリートの伝票は発着時間が記入されているか。
5. コンクリート、鉄筋、鉄骨の数量は請負代金内訳書の数量と比較して適切か。

⑥ 工事記録写真

1. 工程に沿って整理されているか。
2. 写真の日付は適切か。
3. 設計の工法と違う工法を採用していないか。
4. 検尺テープ等の数値が読めない写真はないか。
5. 完了時に隠蔽される部分が写っているか。
6. 不合格となる写真はないか。

⑦ 残土処分関係

1. 残土の受入証明書があるか。
2. 残土の設計数量と実際の数量との差がないか。
3. 数量が異なる場合は、許容範囲内か。

⑧ 仕上げ材等の確認

【内部】

1. 手すりは必要な箇所に設置されているか。
2. 不燃性能等が判断できる書類が用意されているか。

【外部】

1. 外壁、屋根、外構等の仕上げ材料は設計図書のとおり施工されているか。
2. 福祉のまちづくり条例に該当する部分の仕上げ、仕様は適切に施工されているか。 ※(手摺、勾配、幅員、仕上げ等)

⑨ VOC濃度測定報告書

1. 引渡し前に測定が実施され、報告書がまとめられているか。
2. 測定箇所、測定物質、測定方法は、設計図書のとおりか。
3. 測定数値は厚生労働省の指針値以下になっているか。
4. 指針値を超えている場合、必要な措置後、再測定を行い指針値以下を確認しているか。

⑩ その他確認事項

1. 安全上問題となる箇所はないか。
2. 保守点検に支障が生じるような箇所はないか。

(3) 【電気・機械設備関連】

① 施工計画書：施工計画書に材料、製品、工法、品質管理、安全管理等が具体的に定められているか。

② 官公庁関係提出書類(工程の進捗状況により提出すること)

1. 電力供給会社への供給申込書はあるか。
2. 電気設備設置届は提出されているか。
3. 自動火災報知設備、誘導灯、非常放送、非常通報装置、非常電源、スプリンクラー等の検査結果を消防署に提出しているか。

③ 出荷証明書、資材納品書、伝票

1. 納品先のあて名、施設名は適切か。
2. 材料の名称、規格、数量は適切か。
3. 納入日は適切か。

④ 工事記録写真

1. 工程に沿って整理されているか。
2. 写真の日付及びタイトル表示は適切か。
3. 完了時に隠蔽される部分が写っているか。 ※(区画貫通部の処理、114条区画等の下地の石膏ボードの仕様ごとの写真等)
4. 検査不合格となる写真は写っていないか。

⑤ 各種試験結果関係

・ [抵抗値等測定抵抗値等測定]

1. 試験結果成績表はあるか。
2. 接地抵抗値及び絶縁抵抗値は、電気設備技術基準を満足しているか。
3. 測定日、測定条件、測定者は記載されているか。

・ [非常照明の照度測定]

1. 照度は基準の範囲内か。
2. 測定日、測定時間、測定者は記載されているか。

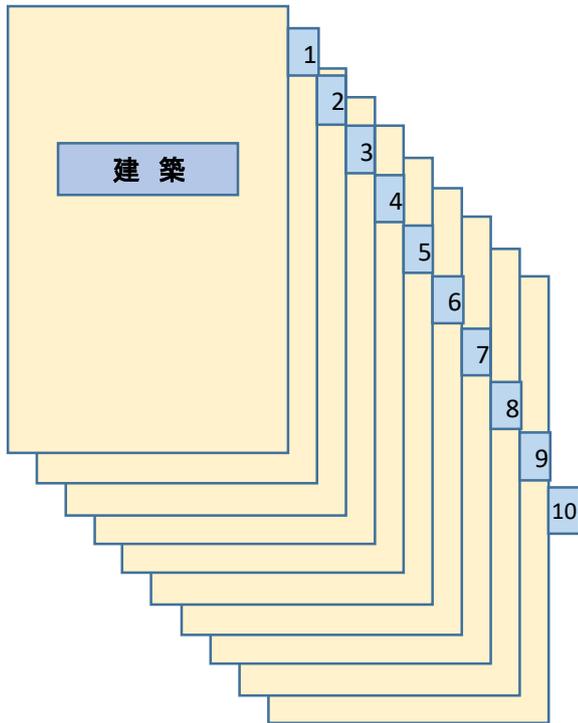
・ [高圧受変電設備]

1. 検査結果は合格となっているか。
[消防設備](自動火災報知、誘導灯、非常放送、非常通報、非常電源等)
2. 検査結果は合格となっているか。
[空調機器、床暖房、テレビ共同受信装置、電話設備、ナースコール等]
3. 現地試験成績書はあるか。

⑥ その他確認事項

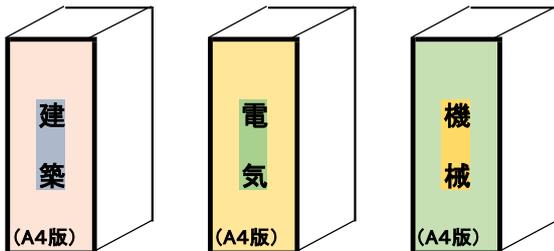
- ・ 安全上問題となる箇所はないか。

1). 【書類の綴り方】（例）

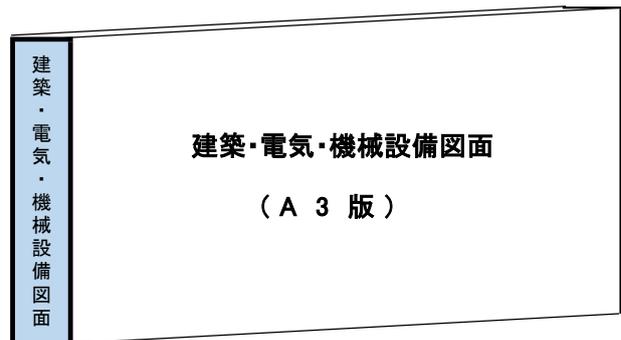


1. 確認済証(写し添付)
申請書・1面～6面も添付
2. 省エネ法・適合証(写しを添付)
適合証及び申請書を添付
3. 福祉のまちづくり条例(※小規模は適用外)
事前協議終了通知書
4. 設計内訳書
共通仮設費の積み上げ分も添付)
5. 代価表(ない場合は省略)
歩掛り根拠(歩掛り表も添付)
6. 数量調書
各工事の内訳書の項目ごとに集計して下さい
以下は、部位別、部屋別等の集計
7. 見積比較表
(項目ごとの3社以上の見積書)
8. カタログ比較表
(項目ごとの複数社のカタログ)
9. 単価根拠(刊行物、歩掛り表)
(刊行物ごとにインデックス)
該当項目にマーキング又は赤でアンダーライン
10. その他(照度計算、換気、空調計算)等

※ 電気、機械設備も同様に各々別ファイル(A4版)でまとめて下さい。※(各1部)



※ 図面は、折らずにA3版フラットファイルに建築・電気・機械を1冊に纏めたものを各々3部用意して下さい。※(各3部)



2). 【各書類の注意事項】

1. 確認済証の写しを添付

申請書・1面～6面も添付 ※用途変更の場合は前願も含めて写しを提出下さい。

2. 省エネ法・適合証(写しを添付)《 300㎡を超えるものが対象 》

適合証及び申請書を添付 《 小規模は適用外 》

3. 福祉のまちづくり条例・事前協議終了通知書の写しを添付

事前協議終了通知書・申請書も添付 《 小規模は適用外 》

※緩和を受けている場合は、何の緩和を受けているか分かる書類(適合状況一覧表)を添付下さい。

4. 設計内訳書

- ・ 内訳書の備考欄には、各単価の根拠を記入して下さい。
例：2025・建設物価・1月号・P100、見積比較表P1、カタログ比較表P2等
※（単価根拠の該当ページの写し、該当項目にマーキング又は赤でアンダーラインをして添付）
- ・ 内訳書の各数量は、“横浜市民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査”について”を参照して適正な端数処理をして下さい。
※（**単価と数量の端数処理は、若干処理が異なるので、注意して下さい。**）
- ・ 各工事項目内の一式での表記は、不可。内容、数量等が分かるように別紙明細、代価表等の詳細を添付下さい。
- ・ 単価は、材工・経費込での単価で表記して下さい。
※内訳書内に**労務費、運搬費、諸経費等の表記は不可となります。**

※ **見積書等で材料、施工費、経費が別計上になっているものは、材工共の単価に修正して下さい。**
- ・ 工事価格は、上4桁かつ**万円単位**以上とする。 ※端数処理は、**一般管理費**で行う。

5. 代価表

- ・ 代価表による単価についても備考欄に単価根拠となる歩掛り表や刊行物等の該当ページを表記下さい。
※（内訳書の単価根拠同様に、根拠資料の該当ページの写し、該当項目にマーキングしたものを添付）
※ **“その他”経費の取り扱い、横浜市の積算要領の《該当項目・率》を参照して下さい。**
（経費の対象となる項目や内容や率は、工事種別ごとに異なるので注意して下さい。）
※ **労務費についても、最新の今年度の労務単価を採用して下さい。**

6. 数量調書

- ・ **数量調書の構成については、設計内訳書の工事項目ごとに集計をして、根拠計算を添付して下さい。**
以下は、部位別集計、仕上げ別集計、部屋別集計等、拾いの根拠が分かるようにまとめて下さい。
- ・ 数量調書の各数量は、“横浜市民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査について”を参照して適正な端数処理をして下さい。
※詳細は、『施設整備監査の手引き』、横浜市建築局・建築工事積算要領等を確認下さい。

7. 見積比較表

- ・ 単価根拠が見積書によるものは、各項目ごとに、原則3社以上の見積書を添付し、3社以上での比較検討表に適正な掛け率を掛け、端数処理をして、採用単価がすぐに分かる一覧として添付下さい。
※ **見積比較表の一覧で、内訳書の採用単価が確認出来るように表記下さい。**

8. カタログ比較表

- ・ 単価根拠がカタログによるものは、各項目ごとに、原則複数社のカタログを添付し最低2社以上での比較検討表に適正な掛け率を掛けて、端数処理をしたものを採用単価として下さい。
※ **カタログ比較表の一覧で、内訳書の採用単価が確認出来るように表記下さい。**

9. 単価根拠(刊行物、歩掛り表、カタログ等)

- ・ 単価根拠の刊行物等は、種類ごとにインデックスを付けて、該当項目にマーキングをして添付して下さい。
※ **該当項目は、一行全てマーキングして下さい。単価のみのマーキングは行の間違え防止のため不可。**

10. その他（上記以外に必要な書類があれば、添付下さい。）

- ・ （照度計算〈照度分布図等〉、換気、空調計算）等

3).【実施設計の積算について】

※ 実施設計の積算は、次の点に留意して行ってください。

【材料単価等】

- (1) 「建設物価」、「積算資料」、「積算実務マニュアル」等の刊行物(横浜市・神奈川県に適用する単価がない場合は東京都に適用する単価)を使用してください。
なお、各種刊行物はできるだけ最新のものを使用してください。
- (2) 1の刊行物にない場合は、カタログ(メーカーカタログで一般公表されているものに限る。)等単価としてください。
カタログ掲載価格が、オープン価格の場合は、見積り単価((3)参照)としてください。
- (3) 刊行物、カタログ等によれない場合は、メーカー等に照会するものとし、見積り単価は次のとおりとしてください。
 - ① 原則として3者以上に照会してください。(3者以上に照会できない場合は、見積比較表等に具体的な理由を記載してください。)
 - ② 見積り条件、見積り範囲を明確にし、積算上の重複がないようにしてください。
 - ③ 見積書の宛名は、事業者又は設計事務所としてください。
 - ④ 最低価格の採用方式
最低価格の採用方式は、トータル方式(総合で最低価格を採用)とチドリ方式(個別で最低価格を採用)とがあります。

【建築工事】

- (4) 採用方式は、基本的にはトータル方式を採用してください。

基本的にトータル方式とするのは、単一業者のみで施工することが一般的な場合と考えられ、事例として、次のような工事等があります。

例:鋼製建具、木製建具、鉄骨工事、サイン工事 等

【電気設備工事、機械設備工事】

採用方式は、トータル方式又はチドリ方式を設計者の判断で選択してください。

- (5) 見積書は、項目・細目ごとに見積比較表にまとめてください。
(「第5章 資料編 4見積比較表の例」を参考にしてください。)
- (6) 複合単価は、公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を参考に算定してください。
- (7) 各単価については、市場の実勢価格を考慮した査定を行ってください。

【端数処理】

- (1) 端数処理は代価表や見積比較表等で行い、内訳書上で端数調整を行わないでください。
- (2) 設計積算時の端数処理は基準を統一し、同じ種類の単価で端数処理が異なることのないようにしてください。
- (3) 内訳書には、「値引き」の項目を入れないでください。
- (4) 内訳書の工事価格(税抜き)は、万円止め(千円以下を切り捨て)等の端数処理をお願いします。

※ 工事価格の端数処理分の金額は、一般管理費等から減額をお願いします。

【単価根拠の明示】

内訳明細書の備考欄に、単価の根拠(刊行物、カタログ、見積り等)を明記してください。

刊行物の場合は、「建設物価」、「積算資料」、「積算実務マニュアル」等の種類と掲載ページを明記してください。

また、単価の参考とした「建設物価」、「積算資料」、「積算実務マニュアル」等の刊行物やメーカーカタログ等は、参考とした部分を全てコピーしてメーカーなどで採用箇所が分かるようにしたうえで添付してください。

【参考図書】

横浜市発注の公共工事の積算にあたっての要領、マニュアルがありますので、参考にしてください。これらの文書には、積算方法の説明のほか、参考出版物の一覧も掲載されています。

- (1)「建築工事積算要領」
- (2)「電気設備工事積算要領」
- (3)「機械設備工事積算要領」
- (4)「建築工事積算マニュアル」

なお、各要領・マニュアルは下記のURLより最新版の入手をお願いします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/sekisan.html>

また、横浜市役所トップページ内の最上段右側のカスタム検索で、「工事積算要領」と入力・検索していただき、その検索結果から同じURLに進むこともできます。

4).【図面について】

- ・設計図面には、『施設整備監査の手引き』、「民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査について」を参照して必要な図面及び必要事項を表記下さい。
 - ・A工事とC工事との施工区分表を添付下さい。(建築・電気・機械設備共に施工範囲を明確に。)
 - ・VOC測定については、横浜市建築局の「揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定のマニュアルに準拠する旨を特記仕様書に表記下さい。
- ※(パラジクロロベンゼンを含む7項目の測定が必要となります。)

※「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等」に注意して下さい。
※「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例等」に注意して下さい。

※調理室については、保育室を3階以上に設置する場合、耐火構造の床、壁、又は特定防火設備での区画が必要となります。(又は、スプリンクラーもしくは自動消火装置等の設置が必要となります。)
詳細は、上記各々の基準条例を確認下さい。

- ・図面には、点検口(床・壁・天井)の設置箇所を分かり易く明記して下さい。(材種、寸法等も表記下さい。)
- ・図面には、コーナーガードの設置箇所を分かり易く明記して下さい。(材種、H寸法等も表記下さい。)
- ・設備図には、区画貫通部の位置を分かり易く明記して下さい例：()
- ・図面には、1社指定の表記や品番指定となる表現はしないで下さい。『同等品』『同等品以上』等の表記として下さい。
- ・図面には、ふくまち関連の外部への出入口の有効開口900mm以上、保育室の有効開口800mm以上、廊下幅員1400mm以上、多機能トイレの袖壁有効300mm以上の表記をして下さい。
- ・手すりの端部は、水平部分が確保確保出来るようにして下さい。(目安150mm程度)
- ・図面には、ふくまち関連の点字ブロック等の明記をして下さい。 ※(緩和を受けている場合は、表記不要。)

完了検査の注意事項

1). 【提出する書類等について】

1. (完了検査10日前までに提出する書類) ⇒

手引きには10日前になっていますが請負契約締結後速やかに提出ください。⇒ 内容の確認をします。

- ・ 完了検査の10日前までに提出する請負代金内訳書(工事請負契約書に添付した内訳書と同じもの)は、入札時の金抜き内訳書の工事項目と数量に相違ないか確認の上提出して下さい。

※ 設計審査をしていない工事項目は、補助金対象外となります。

落札業者の独自の拾いによる内訳書を添付されていると、設計審査を受けていない工事項目となってしまうので必ず入札時の金抜き内訳書の工事項目、数量と同じであることを確認する必要があります。

- ・ 工事請負契約書及び工事内訳書に変更が出た場合、工事請負変更契約をする必要があります。
※(変更に伴う増減表《バランスシート》、変更図、変更に伴う単価根拠となる見積書等が必要になります。)

※ 請負金額の変更が生じない場合でも数量、仕様、数量、工期の変更がある場合は、0円での変更契約が必要になります。(何を変更したかによって課税文章か否かの判断が必要となります。)
(指示書・請書でも、可。ただし、上記の変更の場合は、200円の印紙は必要となります。)
詳細は、国税庁のホームページを参照下さい。

2. (完了検査の3日前までに事業所管課に提出する書類)

- ・ 竣工写真は、外観、及び主要諸室(保育室は、年齢ごとに撮影して下さい。)の他数カットを添付下さい。
※(何処を撮影したか分かるように写真枠外にコメントを入れて下さいA4版に2枚程度として下さい。)

- ・ 竣工図は、変更図を含め全ての図面を提出して下さい※(A3版のPDFデータで可。)

※なお、竣工写真及び竣工図は、データ提出が必要です。PDFデータ等で、CD若しくはDVDで提出下さい。

3. (完了検査時に準備する主な資料)

- ・ 完了検査時に準備する主な資料は、“民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査について”、及び“施設整備監査の手引き”を確認の上、準備して下さい。

※ 上記、資料に(写し)とあるもの以外は、原則原本を確認します。

- ・ **※ 別添、完了検査のチェックシートに基づき書類チェックをします。**
チェックシートを参考に必要書類等を揃えて下さい。

- ・ 産廃関係の契約書、マニフェストは、原本を確認します。
(車輛リストの確認ができるよう搬出時に許可車輛のナンバーが分かる写真を数枚撮っておく。)

- ・ 変更箇所については、工事請負変更契約書が必要になります。指示書・請書でも可。
上記に伴う、増減表と変更図面も添付して下さい。

※(差引 0円の変更も印紙税法上請書には、200円の印紙が必要となります。)

- ・ 電気・機械設備工事の試験データ等の提出について

※ 別添、完了検査チェックシートに基づき書類チェックをします。
チェックシートを参考に必要書類、試験データ等を揃えて下さい。

2). 【現場での注意事項】

※特に設備がらみの試験成績データが必要なものは、時間が掛るので早目に手配をお願いします。

- ・水質検査やVOC測定は、サンプリング後結果が出るまで数日掛かるので、早目に手配をお願いいたします。
※特に、VOC測定は、備品や家具等に反応するケースがあるので、事業者さんの開園準備等のスケジュールとの調整をお願いいたします。（何も搬入されていない状態でのサンプリングをお願いいたします。）

※水質検査やVOC測定でNGが出た場合は、基準値をクリアするまで、何度でもサンプリング(検査)をして頂きますので、開園ギリギリにならないよう工事監理をお願いいたします。

- ・福祉のまちづくり条例関連の外部への出入口の有効開口900mm以上、保育室入口の有効開口800mm以上や廊下の有効幅員1400mm以上、多機能トイレの袖壁有効300mm以上、手すりの水平部の確保(150mm程度)など、検査時に有効寸法が取れていないことのないよう監理をお願いします。
- ・ふくまちの完了届や報告書の提出など、建物全体で”ふくまち”の申請をしているため、A工事の外構工事の遅れがC工事の完了検査の合格処理に大きく影響を与えることが多々あるので、工事監理者は、A工事との調整を含め監理をして下さい。
- ・工事関係書類の保管が10年必要である旨を保育園運営事業者の説明する。
- ・竣工書類の提出については、別紙参照。 ※【竣工時最終データの提出について】
(CD等でのデータ提出が必要になります。)

7 《設計内訳書等の構成及び注意事項》

1. 設計内訳書の構成等

【資料-2-①】

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	直接工事費					
A	建設工事費	1.0	式		24,936,410	
B	電気設備工事費	1.0	式		11,323,420	
C	機械設備工事費	1.0	式		21,242,220	
	計（直接工事費）				57,502,050	
D	共通費					
	共通仮設費	VOC測定を含む	1.0	式	1,725,390	別紙明細（9）
	現場管理費		1.0	式	4,018,773	
	一般管理費		1.0	式	8,683,787	6.79%
	合計（工事価格）		1.0	式	71,930,000	13.73%
	消費税相当額				7,193,000	10.00%
	総合計（工事費）				79,123,000	

1.0式での表記は、数量、単価が分かるように別紙明細を添付する。備考欄に”別紙明細(9)“等の根拠を表記。

共通仮設費の”積上げ分“として計上。摘要欄又は、備考欄に”VOC測定含む“と表記して下さい。

次頁の別紙明細書を参照。

各共通費の算出方法については、建築工事積算要領・P31の(改修工事)算定式を参照。電気、機械設備についても各々積算要領を参照して、各算定式で算出して下さい。【資料-⑥】参照

工事価格は、上4桁を万円表示とする。端数処理は、一般管理費で行う。

※端数処理分は、値引き等の表記はしない。

2. 別紙明細

【資料-2-②】

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
(別紙明細7)						
軽量鉄骨天井下地開口補強						
軽量鉄骨天井下地開口補強	300×300 ボード等切込み共 野縁 19形	11.0	ヶ所	1,030	11,330	建築コスト情報2025・冬 (P.20)
軽量鉄骨天井下地開口補強	450×450 ボード等切込み共 野縁 19形	10.0	ヶ所	1,490	14,900	建築コスト情報2025・冬 (P.20)
軽量鉄骨天井下地開口補強	300×1200 ボード等切込み共 野縁 19形	2.0	ヶ所	2,460	4,920	建築コスト情報2025・冬 (P.20)
軽量鉄骨天井下地開口補強	600×1200 ボード等切込み共 野縁 19形	4.0	ヶ所	2,720	10,880	建築コスト情報2025・冬 (P.20)
小計					42,030	
(別紙明細8)						
壁開口補強						
壁下地開口補強					39,750	
小計					39,750	
(別紙明細9)						
(共通仮設費)						
共通仮設費率処理分		1.0	式		1,624,590	2.83%
VOC測定	(積上げ分)	6.0	ヶ所	16,800	100,800	(見積比較表)
小計					1,725,390	

別紙明細(9)で、数量、単価が分かるように別紙明細を添付する。備考欄に”単価根拠“の根拠である”見積比較表“を表記。

※共通仮設費は、率処理分と積上げ分の合算となります。

単価根拠が見積書であれば3社以上の見積書及び見積比較表を添付する。

3. 単価根拠が見積書の場合の備考欄の表記

【資料-2-③】

名 称		摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
a	木製建具						
	WD-101	シナ合板フラッシュ 片引戸 900×1800	1.0	ヶ所	85,700	85,700	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-102	シナ合板フラッシュ 片引戸 850×1800	1.0	ヶ所	36,200	36,200	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-103	シナ合板フラッシュ 片引戸 850×2400	1.0	ヶ所	49,500	49,500	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-104	シナ合板フラッシュ 片引戸 840×1079				700	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-105	シナ合板フラッシュ 開戸 715×1079				24,700	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-201	シナ合板フラッシュ 片引戸 900×2400				104,000	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-202	シナ合板フラッシュ 片引戸 820×1800				28,500	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-203	シナ合板フラッシュ 片引戸 798×1800				28,500	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-204	シナ合板フラッシュ 開戸 804×1800				28,500	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-205	シナ合板フラッシュ 片引戸 800×1800				28,500	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-206	シナ合板フラッシュ 片引戸 904×2400				104,000	見積書 (ABC建具×0.80)
	WD-207	シナ合板フラッシュ 開戸 730×1800	1.0	ヶ所	28,500	28,500	見積書 (ABC建具×0.80)
	WW-101	スプルес 框窓 16450×700	1.0	ヶ所	152,000	152,000	見積書 (ABC建具×0.80)
	WW-102	シナ合板フラッシュ 折戸 1266×2400	1.0	ヶ所	99,100	99,100	見積書 (ABC建具×0.80)
	WW-103	シナ合板フラッシュ 折戸 2376×2400	1.0	ヶ所	198,000	198,000	見積書 (ABC建具×0.80)
	WW-104	シナ合板フラッシュ 片引戸 1401×2400	1.0	ヶ所	160,000	160,000	見積書 (ABC建具×0.80)
	WW-105	シナ合板フラッシュ 引違戸 900×1800	1.0	ヶ所	72,400	72,400	見積書 (ABC建具×0.80)
	WW-106	シナ合板フラッシュ 開戸 616×2300	1.0	ヶ所	49,500	49,500	見積書 (ABC建具×0.80)

単価根拠が見積書による場合は、
3社以上の見積りを徴取し、最低
価格に掛率を掛け端数処理をした
ものを単価根拠として表記する。

備考欄に”単価根拠“の最低価格
の見積金額×掛率を表記。
また、3社以上を比較した見積書
及び見積比較表も添付する。

4. 代価表について

【資料-2-④】

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(代価表5)						
床点検口	600□ 1ヶ所当たり					
床点検口		1.00	個	14,700	14,700	21000×0.7=14700 カタログ(○△工業×0.7)
内装工		0.10	人	23,600	2,360	建設物価 2025・12(P.867)
その他	(材料費+労務費) × 20%	1.00	式		3,412	
小計		1.00	式		20,472	
端数処理					20,500	
						工事歩掛要覧(P.219)
ステンレス鋼板	t=0.8					建設物価 2025・12(P.47)
板金工						建設物価 2025・12(P.866)
その他	(材料費+労務費)×2					
小計						
端数処理						

歩掛りの根拠資料(刊行物名を表記下さい。また、準用した項目があれば何を準用したかを表記下さい。)

工事歩掛要覧(P.218)

(材料費+労務費) × 20%

代価表を組む際のその他(経費部分)については、”**建築工事積算要領**”(横浜市建築局公共建築部)を参照して頂き、何を含めて良いのか或いは、率は、何%を採用するのかなど、工種ごと異なるので注意をして下さい。【資料-⑥】参照

各項目を合算し、小計で出た金額を端数処理したものが採用単価となる。

単価根拠が代価表の場合も、各項目の根拠資料を添付して下さい。
基本的に刊行物、カタログ、見積りによれない場合に独自代価を組むので、歩掛りの根拠資料は何を根拠としたか、また、該当する歩掛りが無い場合は、何を準用したかを明確に表記して下さい。
備考欄又は、摘要欄に○○○○を準用等を表記下さい。

5. 各内訳書の注意事項

【資料-2-⑤】

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
10 内外装工事						
床 長尺塩ビシート		19.0	m ²	6,420	121,980	代価表(10)
床 視覚障害者誘導床ビニール	t=2.0	23.3	m ²	2,010	46,833	建築コスト情報2025・冬(P.356)
壁 プラスターボード張	t=9.5	12.0	枚	1,620	19,440	代価表(11)
壁 プラスターボード張	t=12.5	351.0	m ²	800	280,800	建築コスト情報2025・冬(P.374)
壁 硬質プラスターボード張	t=9.5	261.0	m ²	870	227,070	建築コスト情報2025・冬(P.32)
壁 強化プラスターボード張	t=12.5	225.0	m ²	2,300	517,500	代価表(26)
壁 ビニルクロス張	不燃仕様	225.0	m ²	2,060	463,500	代価表(13)
壁 プロジェクター用ビニルクロ	不燃仕様	139.0	m ²	980	136,220	建築コスト情報2025・冬(P.378)
巾木 ソフト巾木		12.6	m ²	980	12,348	建築コスト情報2025・冬(P.378)
天井 プラスターボ		137.0	m			建築コスト情報2025・冬(P.356)
		358.0	m ²			建築コスト情報2025・冬(P.326)

設計内訳書の数量の表記と単価の表記については、”民間保育所整備に伴う実施設計審査・完了検査について”P2、3を参照して処理方法に注意して下さい。

数量については、小数点以下の処理と100を超える場合は、整数表示などの違いに注意。
単価については、金額に応じて端数処理が異なるので、配布されている資料を確認して適正な処理をして下さい。

単価根拠が刊行物であっても、公表価格等の場合は、適正な掛け率を掛けたものを採用単価として下さい。

公表価格に掛率を掛け、端数処理をしたものを単価根拠として表記する。備考欄に公表金額×掛け率を表記。

公表価格のため×0.7
建築コスト情報2025・冬(P.368)

摘要欄には、各項目ごとに寸法や材質等の仕様を表記して下さい。
入札時の金抜きの積算資料になるので、基本的に摘要欄は、全て仕様等の表記をお願いします。
なお、品番指定や1社指定となる表記は、”同等品”又は”同等品以上と表記して下さい。

備考欄には、単価根拠となる刊行物と記載されているページを表記。
代価によるものであれば、代価表の記載ページを表記する。その他、見積書(見積比較表)或いはカタログ(カタログ比較表)など、該当する根拠を表記する。

8 《内訳書端数処理関連の注意事項》

17	実施設計審査時に審査されていない項目は、工事完了検査時の設計変更項目に含めることができないため、ご注意ください(補助金の対象外となります)																																				
18	実施設計審査(設計図・内訳書)の対象項目は『横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱』第3条第1項の別表1の対象経費の内、『工事費』のみとします。(工事事務費・備品費・大型遊具費の取り扱いについては担当者に確認してください)																																				
19	備品・大型遊具は設計審査対象外のため、項目に入れないでください。 【実施設計審査対象外】 備品: 可動式家具、壁掛け型ホワイトボード、家電製品、カーテン、消火器等 大型遊具: 砂場の縁・砂等 ※賃貸借建築物の場合、エレベーター、消耗品、植生・芝(容土共)等は補助金対象外です。																																				
20	積算に当たっては、『施設整備監査手引き』第5章 資料編「2工事積算に関わる単価の作成等について」に従ってください。																																				
21	工事価格の端数処理 工事価格は原則として、上4桁かつ万円以上とします。端数処理は共通費の一般管理費等で調整してください。(値引き項目での端数処理はしないでください)																																				
22	共通費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)の算定は改修建築を参考にしてください。																																				
23	1社指定となる表現はしないでください。 メーカーの品番などを記載する場合には、必ず『同等品』『同等品以上』などと記載してください。(特記仕様書だけでなく、各図面上に記載してください)																																				
24	各種加入金、申請・検査手数料等は設計内訳書に計上しないでください。																																				
25	各工事項目は、内容がわかるように詳細を記載してください。 一式表記とする場合は、別紙明細を添付してください。																																				
26	摘要欄には、仕様を記載してください。※審査完了後、入札仕様書となります。																																				
27	備考欄には、単価根拠の資料番号・ページ番号を記載してください。 (例: 2019・建築物価・7月号・P100、見積比較表P1、カタログ比較表P2等)																																				
28	単価は材工・経費込とし、見積書等で材料・施工費・経費が別計上になっているものは、材工経費込に修正してください。																																				
29	単価の端数処理を統一してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>金額(単価)</th> <th>端数処理</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円未満</td> <td>1円未満を四捨五入</td> <td>98.12 →</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>98.56 →</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>100円以上 1万円未満</td> <td>10円未満を四捨五入</td> <td>123 →</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9,536 →</td> <td>9,540</td> </tr> <tr> <td>1万円以上 10万円未満</td> <td>100円未満を四捨五入</td> <td>23,730 →</td> <td>23,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>23,765 →</td> <td>23,800</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td>有効上位3桁として四捨五入する</td> <td>110,320 →</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,134,660 →</td> <td>1,130,000</td> </tr> </tbody> </table>	金額(単価)	端数処理	例		100円未満	1円未満を四捨五入	98.12 →	98			98.56 →	99	100円以上 1万円未満	10円未満を四捨五入	123 →	120			9,536 →	9,540	1万円以上 10万円未満	100円未満を四捨五入	23,730 →	23,700			23,765 →	23,800	10万円以上	有効上位3桁として四捨五入する	110,320 →	110,000			1,134,660 →	1,130,000
金額(単価)	端数処理	例																																			
100円未満	1円未満を四捨五入	98.12 →	98																																		
		98.56 →	99																																		
100円以上 1万円未満	10円未満を四捨五入	123 →	120																																		
		9,536 →	9,540																																		
1万円以上 10万円未満	100円未満を四捨五入	23,730 →	23,700																																		
		23,765 →	23,800																																		
10万円以上	有効上位3桁として四捨五入する	110,320 →	110,000																																		
		1,134,660 →	1,130,000																																		

代 価 表	30	代価表による単価についても、備考欄に単価根拠となる歩掛り表・刊行物等の該当ページを記載してください。
	31	刊行物又は見積比較で可能なものが、代価扱いとなっていないか確認してください。
数 量 調 書	32	数量調書は、設計工事内訳の工事項目ごとに作成してください。 数量の端数処理を統一してください。
	33	【建築工事】 積算数量⇒小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。 内訳数量⇒小数点以下第2位を四捨五入して第1位とする。(ただし100以上は整数)
		【電気設備・機械設備】 積算数量(長さ)⇒小数点以下第2位を四捨五入して第1位とする。 積算数量(面積)⇒小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする 内訳数量⇒小数点以下第1位を四捨五入して整数とする。
34	建築工事の設計数量は、設計図書に表示されている個数や設計寸法から求めた正味の数量とし、材料のロス等は単価の中で考慮してください。	

数量の端数処理については、内訳書数量と積算数量との違いに注意して下さい。また、建築と電気・機械設備でも端数処理が異なるので注意して下さい。単価の端数処理は、金額に応じて、左記資料の通りに行う。

カ タ ロ グ 比 較 表	35	カタログ単価を採用する際は、原則複数社の価格を参照してください。
	36	カタログ単価を採用する際は、必ず適正な掛け率をかけてください。
	37	添付するカタログは、使用メーカーがわかるよう必ず表紙のコピーを添付してください。項目・価格には、わかりやすいようマーカを引いてください。
見 積 比 較 表	38	参考見積を単価根拠にする場合には、必ず適正な掛け率を掛けてください。
	39	参考見積を単価根拠にする場合には、見積条件・内容を統一し、最低3社以上に照会して下さい。(※参考見積の消費税率は10%としてください。)
	40	見積項目が部材・取付費・運搬費・諸経費に分かれている場合は各項目に金額按分や数量按分で割振り、材工共の単価としてください。
	41	参考見積書の宛先は、運営業者または設計事務所としてください。
	42	参考見積書には社印・見積日付が必要です。また見積有効期間は、審査期間内に有効期間が過ぎることのないようご注意ください(※3か月以上が望ましい)
単 価 根 拠	43	刊行物は単価入時点の最新版を使用し、各表紙にインデックスを付けて下さい。
	44	刊行物単価の公表単価、実務単価の区分に注意してください。
	45	項目・価格にはわかりやすいようにマーカを引いてください。
そ の 他	46	必ず実施設計審査に合格にした設計図書で入札を行ってください。* ※実施設計審査を受けてない項目を合わせて入札(一括発注)することを禁じます。

※端数処理を間違えると直接工事費に変更が出る為、率で処理をしている共通費関係も再計算となる為、内訳書全体の再計算及び再審査が発生するため、審査期間が長くなるので注意して下さい。

9 代価表・その他（経費）・率 【横浜市建築工事積算要領・抜粋】

なお、国交省が規定している「その他」の経費は中間値とし、その値は、表1による。

表1 「その他」の率の採用値

建築工事積算要領 令和6年7月

工 種	「その他」の率	備考
仮設	(労+雑) × 26%	
土木	(労+雑) × 26%	
地業	(労+雑) × 26%	
鉄筋	(労+雑) × 26%	
コンクリート	(労+雑) × 26%	
型枠	(材+労+雑) × 23%	
鉄骨	(労+雑) × 26%	
既製コンクリート	(材+労) × 20%	(材)にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
防水	(材+労+雑) × 20%	
石	(労) × 21%	
タイル	(材+労) × 21%	(材)にセメント、細骨材は含めない
木工	(労) × 26%	
屋根及びとい	(材+労+雑) × 20%	
金属	(材+労) × 21%	
左官	(労) × 24%	
建具（建具取付）	(労) × 21%	
建具（ガラス）	(材+労) × 20%	
塗装	(材+労+雑) × 23%	
内外装	(材+労+雑) × 20%	(材)にセメント、細骨材は含めない
仕上げユニット	(労) × 26%	
排水	(材+労+雑) × 23%	(材)に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
構内舗装	(材+労+雑) × 23%	
植栽（樹木費以外）	(材+労+雑) × 23%	(材)に芝を含む
植栽（樹木費）	(材) × 16%	(材)に地被類を含む
撤去	(労+雑) × 26%	
外壁改修	(労) × 26%	
とりこわし	(労+雑) × 26%	

- ・ 表中の(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費」を示す。
 - ・ 植栽の「その他」の率は枯補償、枯損処理を含むものとする。
 - ・ 取り外しの場合は、取り外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。
 - ・ 「その他」の率は、製造業者・専門工事業者の諸経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。
- なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

※代価表を組む際は、工事項目によって、その他経費に何を含めて良いのか、また、率は何%を採用するのかなど注意して下さい。

表5 その他の率 【横浜市電気設備工事積算要領・抜粋】

電気設備工事積算要領 令和6年7月

工 種	「その他」の率	採用率（中間値+1）	備 考
配管工事	20～30%	(労) × (26%)	電線管
配線工事	20～30%	(労) × (26%)	電線
接地工事	20～30%	(労) × (26%)	接地端子盤等
塗装工事	18～26%	(材+労+雑) × (23%)	
機器搬入	20～30%	(労、雑) × (26%)	
電灯設備	20～30%	(労) × (26%)	配線器具, 照明器具, 開閉器箱, 分電盤等
動力設備	19～27%	(労) × (24%)	制御盤等
雷保護設備	20～30%	(労) × (26%)	避雷針等
受変電設備	19～27%	(労) × (24%)	受配電盤, 変圧器, コンデンサ等
電力貯蔵設備	19～27%	(労) × (24%)	直流電源装置等
架空線路	20～30%	(労) × (26%)	電柱, 柱上変圧器, 保安開閉器等
地中線路	20～30%	(労) × (26%)	保護管
構内交換設備	19～27%	(労) × (24%)	端子盤, 電話機等
情報表示・拡声設備	19～27%	(労) × (24%)	時計, ステッカー, 表示器等
誘導支援設備	19～27%	(労) × (24%)	インターホン, トイレ呼出装置等
テレビ共同受信設備	19～27%	(労) × (24%)	テレビアンテナ等
監視カメラ設備	19～27%	(労) × (24%)	カメラ, モータ, リモートコントロール等
火災報知設備	19～27%	(労) × (24%)	火災受信機等
撤去	20～30%	(労) × (26%)	
機器搬出	20～30%	(労、雑) × (26%)	
はつり工事	20～30%	(労) × (26%)	
建築工事	「建築工事積算要領」による		
機械設備工事	「機械設備工事積算要領」による		

(注)

- 1 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
- 2 取り外しの場合は、取り外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表-1 機械設備工事の「その他」 【横浜市機械設備工事積算要領・抜粋】

機械設備工事積算要領 令和6年7月

工 種	「その他」 の率	採用率（中間値+1%）	備 考
各種配管工事	20~30%	(労) ×26%	労務費には、はつり補修費を含む
配管付属品（弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等）	19~27%	(労) ×24%	
保温工事	18~26%	(材+労+雑) ×23%	
塗装工事	18~26%	(材+労+雑) ×23%	
機器搬入	20~30%	(労+雑) ×26%	
総合調整	20~30%	(労) ×26%	
空気調和機器（ボイラ、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等）	19~27%	(労) ×24%	
ダクト工事	16~24%	(材+労+雑) ×21%	
ダクト付属品（吹出口、吸込口、ダンパー類等）	19~27%	(労) ×24%	
ダクト付属品（たわみ接手）	18~26%	(材+労) ×23%	
自動制御設備	19~27%	(労) ×24%	労務費には自動制御機器調整費を含む
衛生器具	20~30%	(労) ×26%	
衛生機器（タンク、ポンプ、暖房器具、湯沸器、消火器具等）	19~27%	(労) ×24%	
柵（ため柵、インバート柵、弁柵類等）	19~27%	(労) ×24%	
撤去	20~30%	(労) ×26%	
配管分岐・切断	20~30%	(労) ×26%	複合単価分は対象外
機器搬出	20~30%	(労+雑) ×26%	
はつり工事	20~30%	(労) ×26%	
ダクト端部閉鎖	16~24%	(材+労) ×21%	
インバート改修	19~27%	(労) ×24%	
建築工事	「公共建築工事標準単価積算基準」による。		
電気設備工事	「公共建築工事標準単価積算基準」による。		

(注) 1 (材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

※ 建築、電気、機械設備、各々の積算要領(改修工事)で算出する。

建築工事

建築工事積算要領 令和6年7月

別表-3 共通仮設費率 (改修工事)

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T) \quad (\text{注}2 \cdot 3)$ <p> K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月) </p>
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e()$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">$3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$</p> <p>(注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表-4 現場管理費率 (改修工事)

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T) \quad (\text{注}2 \cdot 3)$ <p> J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月) </p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e()$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">$3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$</p> <p>(注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表-5 **一般管理費等率** (建築工事)

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%

算定式

$$G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$$

ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (千円)

注1 G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

電気設備工事

電気設備工事積算要領 令和6年7月

別表1-1 新営電気設備工事

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表1-2 改修電気設備工事

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表1-3 昇降機設備工事

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $5,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 500,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表 2-1 新営電気設備工事

現場管理費率 (注 1)	$J_o = \text{Exp} (5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注2・3)
	J_o : 現場管理費率 (%) (注 4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表 2-2 改修電気設備工事

現場管理費率 (注 1)	$J_o = \text{Exp} (6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$ (注2・3)
	J_o : 現場管理費率 (%) (注 4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表 1-3 昇降機設備工事

現場管理費率 (注 1)	$J_o = \text{Exp} (7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$ (注2・3)
	J_o : 現場管理費率 (%) (注 4) N_p : 純工事費 (千円)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $5,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 500,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表 3-1 電気設備工事

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 2 0 億円以下	2 0 億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%

算定式

$$G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$$

ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (千円)

注1. G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表 3-2 昇降機設備工事

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 2 0 億円以下	2 0 億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%

算定式

$$G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$$

ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (千円)

注1. G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

機械設備工事

機械設備工事積算要領 令和6年7月

エ 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費は、共通仮設費の対象外とする。
なお、水道局納付金についても同様とする。

オ リース料等の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合、共通仮設費率を算出する際は、リース料を含んで算出する。ただし、共通仮設費を算出する際は純工事費からリース料を除いた額に現場管理費率をかけて算出する。

表-5 新営工事の共通仮設費率（機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。	
(注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。	
(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円)	
(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表-6 改修工事の共通仮設費率（機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。	
(注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。	
(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円)	
(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

ア 現場管理費の算定

現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{現場管理費} = (\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

現場管理費の算定に用いるT（工期）は、開札予定日から竣工日までの日数から、開札から契約までを考慮し7日減じるものとする。

イ 積み上げによる現場管理費

現場管理費率に含まれない特記事項については別途積み上げにより算定して別途計上する。

ウ 現場管理費率

純工事費に対応する現場管理費率は、新営工事と改修工事で別に定めるものとし、新営工事は表-8、改修工事は表-9による。

現場管理費率に含まれる内容は表-7による。

なお、純工事費が表-8及び表-9の（注3）で定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。

表-8 現場管理費率（新営：機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp} (4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$ (注2・3)
	<p>J_o : 現場管理費率 (%) (注4)</p> <p>N_p : 純工事費 (千円)</p> <p>T : 工期 (か月)</p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">$10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円)</p> <p>(注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

表-9 現場管理費率（改修：機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp} (6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$ (注2・3)
	<p>J_o : 現場管理費率 (%) (注4)</p> <p>N_p : 純工事費 (千円)</p> <p>T : 工期 (か月)</p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">$3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円)</p> <p>(注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

ア

一般管理費等の算定

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者が継続して企業活動をするために必要な費用であり、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費及び住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、必要に応じて別途加算する。

一般管理費等率は表-11による。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}$$

表-11 一般管理費等率（機械設備工事）

工事原価	300万円以下	300万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定する	8.07%

算定式

$$\text{一般管理費等率 } G_p (\%) = 27.283 - 3.049 \times \text{Log}_{10}(C_p)$$

ただし G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円)

注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

イ 契約保証費

契約保証費とは、債務不履行により生じる増加費用（出来高算定、残工事の再積算、再発注事務等）の補填を容易にするための経費で、工事価格が500万以上の工事については、すべて保証を求める。

契約保証費は、工事原価（水道局納付金及び処分費等を含む）に、0.04%を乗じた額とし、一般管理費等に加算する。

ただし、設計変更時には、契約保証金は変更しない。

ウ 一般管理費等率の補正

前払金の支出割合が35%以下の場合は、表-12の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率（表-11）に乘じるものとする。

なお、支払い限度額の割合に対しては、適用しないものとする。

また、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表-12 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分(%)	補正係数
0から 5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

《 共通費 》

※ 各積算要領の共通費の算出式により各々共通費を計算して集計したものを設計内訳書の
大内訳の共通費に計上する。

名称	率(%)	乗率	金額	端数処理	備考
建築直接工事費			38,772,814		
共通仮設費	3.46	1.0	1,341,539		
現場管理費	10.17	1.0	3,943,195		
一般管理費	10.36	1.0	4,008,453		
小計			9,293,187		
工事価格			48,066,001		
	23.97				
電気設備直接工事費			10,537,270		
共通仮設費	3.24	1.0	341,407		
現場管理費	15.46	1.0	1,629,061		
一般管理費	10.92	1.0	1,150,669		
小計			3,121,137		
工事価格			13,658,407		
	29.62				
機械設備直接工事費			24,416,930		
共通仮設費	3.17	1.0	774,016		
現場管理費	11.06	1.0	2,700,512		
一般管理費	10.01	1.0	2,444,134		
小計			5,918,662		
工事価格			30,335,592		
	24.24				
直接工事費合計			73,727,014		
共通仮設費合計			2,456,962		
現場管理費合計			8,272,768		
一般管理費合計			7,603,256		
工事価格			92,060,000		

各共通費については、“各々の工事積算要領”(横浜市建築局公共建築部)を参照して頂き、算出したものを合算して、大内訳に計上する。

(参考) 共通仮設費率の算定式について



共通仮設費率の算定式

工種	算定式
建築新営	$Kr = \text{Exp} (3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$
建築改修	$Kr = \text{Exp} (3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$
電気設備新営	$Kr = \text{Exp} (3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$
電気設備改修	$Kr = \text{Exp} (1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$
機械設備新営	$Kr = \text{Exp} (2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$
機械設備改修	$Kr = \text{Exp} (2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$
昇降機設備	$Kr = \text{Exp} (4.577 - 0.323 \times \log_e P)$

(参考)現場管理費率の算定式について

現場管理費率の算定式

工種	算定式
建築新営	$J_o = \text{Exp} (5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$
建築改修	$J_o = \text{Exp} (7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)$
電気設備新営	$J_o = \text{Exp} (5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$
電気設備改修	$J_o = \text{Exp} (6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$
機械設備新営	$J_o = \text{Exp} (4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$
機械設備改修	$J_o = \text{Exp} (6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$
昇降機設備	$J_o = \text{Exp} (7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$

(参考)表計算ソフト(Excel)を利用する場合

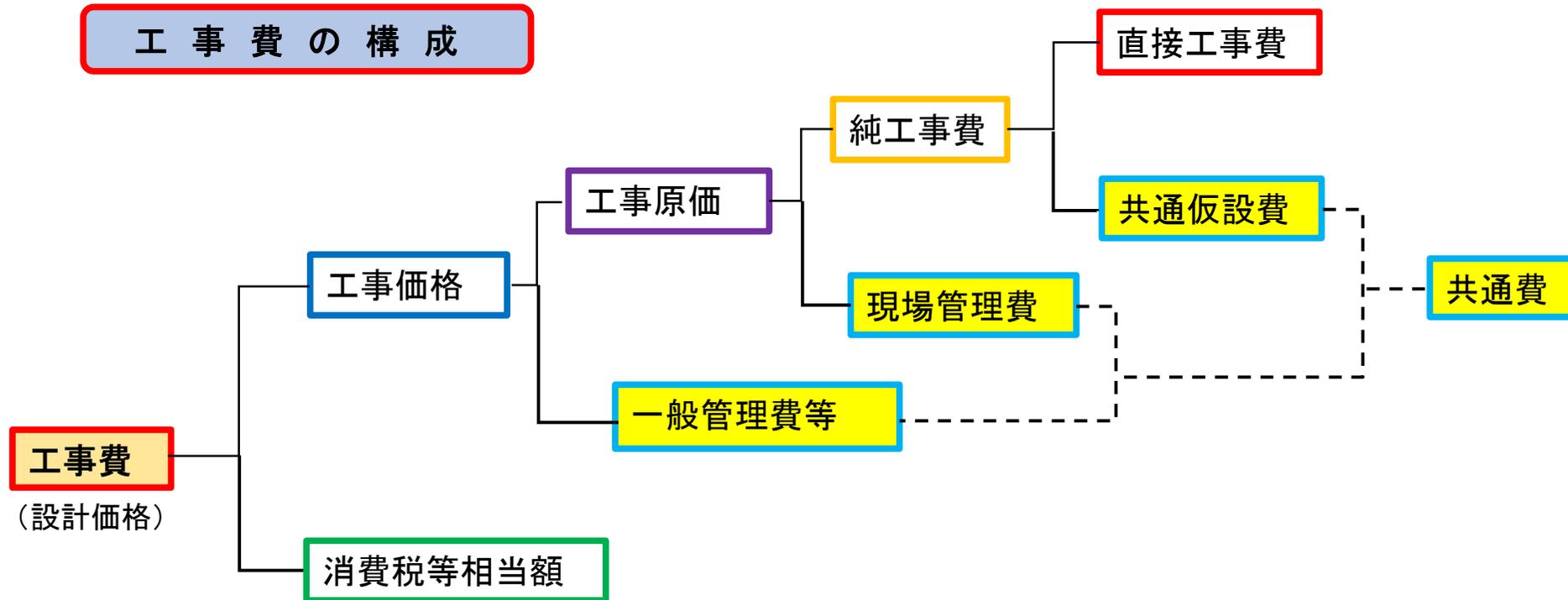
現場管理費率の算定式

表計算ソフト(Excel)を利用する場合は、EXP関数、LN関数を用いることで、計算が可能
※各工種毎のエクセル計算に使用する算定式を下記に例示する。

工種	算定式
建築新営	$J_o = \text{EXP} (5.899 - 0.447^* \text{LN}(N_p) + 0.831^* \text{LN}(T))$
建築改修	$J_o = \text{EXP} (7.079 - 0.538^* \text{LN}(N_p) + 0.773^* \text{LN}(T))$
電気設備新営	$J_o = \text{EXP} (5.961 - 0.387^* \text{LN}(N_p) + 0.629^* \text{LN}(T))$
電気設備改修	$J_o = \text{EXP} (6.038 - 0.431^* \text{LN}(N_p) + 0.736^* \text{LN}(T))$
機械設備新営	$J_o = \text{EXP} (4.723 - 0.252^* \text{LN}(N_p) + 0.428^* \text{LN}(T))$
機械設備改修	$J_o = \text{EXP} (6.221 - 0.461^* \text{LN}(N_p) + 0.800^* \text{LN}(T))$
昇降機設備	$J_o = \text{EXP} (7.438 - 0.448^* \text{LN}(N_p))$

N_p及びTは、対象工事のN_p:純工事費 T:工期を適用する。

《 工事費の構成について 》



共通費とは、**共通仮設費** + **現場管理費** + **一般管理費** の合計である。

※ 共通費を算定するには、工事積算要領（建築・電気・機械）各々の算定式により算出する。

※ 建築の共通費算出式の例が資料-5の別表3～別表5(改修)の式となる。
（電気、機械も同様に工事積算要領の算定式より算出する。）

工事費の構成と内訳

- ・ 設計内訳書で積上げた工事費の合計が **直接工事費** となる。
- ・ **純工事費** とは、直接工事費 + 共通仮設費 である。 ※(共通仮設費には、率処理分の他、VOC測定など積上げ分として計上出来ます。)
- ・ **工事原価** とは、純工事費 + 現場管理費 である。
- ・ **工事価格** とは、工事原価 + 一般管理費 である。

※ 各共通費を算定するには、上記の構成と内訳を理解しておく必要があります。
直接工事費に変更が出ると率処理されている共通費は全て再計算が発生します。
また、工期の設定によっても共通費は変わってくるので、適正な工期設定になっているか、計算ミスはないかなど、極力設計内訳書を何度も作り直すことのないようにチェックをお願いします。

1 《共通仮設費》

建築工事積算要領 令和6年7月

表-1 共通仮設費率に含む内容

項目	内 容
準備費	敷地整理(新営の場合)、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。
工事設備費	場内通信設備等の工所用施設に要する費用。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工所用電気設備及び工所用給排水設備に要する費用並びに工所用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

共通仮設費率には、設計図書に基づく現場環境改善費、工事場所以外の屋外整理清掃費、新たな施策等の試行による特別な費用は含まれない。

表-2 共通仮設費の積み上げの内容

項目	内 容
準備費	敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に要する費用*
仮設建物費	宿舍、設計図書による現場環境改善費用
工事施設費	仮囲い、工所用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員(特別安全対策費)に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金
屋外整理清掃費	除雪に要する費用
機械器具費	揚重機械器具に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除く試験費**軽微なものの費用を除く、その他

※ 固定された備品、机、ロッカー等の移動は、直接仮設にて計上する。

※※ 石綿粉じん濃度測定、分析による石綿含有建材の調査、化学物質の濃度測定、六価クロム溶出試験、PCB含有シーリング材の調査、路床土の支持力比(CBR)試験、現場CBR試験、放射線透過試験、上記に類する各種試験費等。

なお、鉄骨工事の溶接部試験については直接工事費に計上する。

VOC測定は、共通仮設の積み上げ分として計上する。

表-3 現場管理費率に含む内容

項目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登録等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施 工 図 等 作 成 費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

現場管理費率には、施工計画書作成のための調査（現場従業員の給与等）を含むが、特記による施工数量調査は直接工事費に計上する。

建築工事積算要領 令和6年7月

表-4 一般管理費

項目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の役員及び従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却費
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のために特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

《数量調書関連》

【資料-7-①】

(仕上 科目別集計表)

*** (仮称) ○○○保育園新築 (内装) 工事***

直接仮設工事

コード	場所名称	部位建具名称	仕上名称	規格寸法	数量	単位	備考	SEQ
10	75	1	墨出し		551.73	m ²		1
20	75	1	養生		551.73	m ²		2
30	75	1	清掃・片付け		551.73	m ²		3
40	75	1	竣工時清掃		551.73	m ²		4
50	75	1	内装足場	脚立足場 H=1.8m 2カ月	551.73	m ²		5

次頁の内訳書の工事項目ごとに集計をする。
 以下は、部位別集計、仕上別集計等構成は、
 事由に纏めて下さい。
※ 内訳書数量と突合し易いように纏めて下さい。

積算上の数量は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。
 内訳書の数量は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位とする。
 ※ 小数点以下の端数処理については、内訳書数量と積算数量との
 違いに注意して下さい。
ただし、100以上は整数とする。
 また、建築と電気・機械設備でも端数処理が異なるので注意して下さい。

《数量調書関連》

【資料-7-②】

内訳明細書

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
A	建築工事					
1	直接仮設工事	1	式		293,040	
2	コンクリート工事	1	式		3,766	
3	防水工事	1	式		1,131	
4	タイル工事	1	式		97,615	
5	木工事	1	式		863,861	
6	金属工事	1	式		621,626	
7	左官工事	1	式		4,485	
8	木製建具工事	1	式		1,683,200	
9	ガラス工事	1	式		207,682	
10	塗装工事	1	式		109,724	
11	内装工事	1	式		3,287,457	
12	仕上ユニット工事	1	式		807,690	

内訳書の工事項目ごとに数量の集計をする。
 以下は、部位別集計、仕上別集計等構成は、
 事由に纏めて下さい。
※ 内訳書数量と突合し易いように纏めて下さい。

<部位別集計表>

(仕上 部位別集計表)

*** (仮称)〇〇〇保育園新築(内装)工事***

内部集計

		部位コード	床 10	床 11	床 12	床 13	床 15	床 16
			* 長尺塩ビシート t=3.3 アンダーレイ共	* 長尺塩ビシート t=3.3 アンダーレイ共 床下地 コンパ°ネt=12 フリーフローアー H=360	* 長尺塩ビシート t=3.3 アンダーレイ共 床下地 コンパ°ネt=12 フリーフローアー H=205	* 長尺塩ビシート t=3.3 アンダーレイ共 床下地 コンパ°ネt=12×2 フリーフローアー H=205	* 長尺塩ビシート t=3.3 アンダーレイ共 床下地 コンパ°ネt=12 フリーフローアー H=0~205	* 長尺塩ビシート t=3.3 アンダーレイ共 床下地 コンパ°ネt=12 フリーフローアー H=205~360
単 位 合 計			m ² 44.74	m ² 374.12	m ² 1.56	m ² 113.89	m ² 3.08	m ² 2.18
階	部屋 No. 部屋名称	個所						
1	1 エントランス (避難車・バギー)	1	12.99					
	2 エントランス (スロープ・下足S)	1	2.18		1.66		3.05	2.18
	3 廊下	1	6.76					
	4 事務所	1						
	5 0歳児室	1				38.24		
	6 1歳児室	1				46.50		
	7 2歳児室	1				29.15		
	8 3歳児室	1		39.61				
	9 4歳児室	1		33.80				
	10 5歳児室	1		37.21				
	11 収納(0歳児室)	1		1.63				
	12 収納(1・2歳児室)	1		6.07				
	13 収納(3歳児室)	1		2.04				
	14 収納(4歳児室)	1		2.05				
	15 収納(5歳児室)	1		4.79				
	16 こどもトイレ1	1		13.65				
	17 こどもトイレ2	1		12.35				
	18 倉庫	1	10.36	10.35				
	19 倉庫兼男性更衣室	1	8.43					
	20 (倉庫兼男性更衣室)前室	1	2.19					
		1	1.84	12.62				

<仕上別集計表>

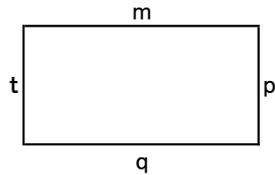
(仕上 仕上計算書)

*** (仮称) ○○○保育園新築 (内装) 工事***

	階	部屋No	部屋名称	個所	部屋 タイプ	最大方向		増減寸法		天井(E) m	巾木 mm	面積 m ²	周長(L) m	壁巾木減(M) m ²	壁面積(N) m ²
						X方向(A)	Y方向(B)	X方向(C)	Y方向(D)						
	1	5	0歳児室	1		8.47	6.00			2.60	60	60.8	28.94	70.61	72.36
部位名称	コード	仕上名称		規格名称		メモ		計算式		数量		単位			
壁	13	せっこうボード張り		12.5mm		WU7 WW3		-0.83×1.94 -0.85×0.65 計		-1.61 -0.55 17.51		m ²			
天井	11	* ビニルクロス 石膏ボード 軽鉄天井下地		不燃(NM-8516) 9.5mm 軒縁19形 ふところ高 1.5m未満 直張り用				GG[38.24]		38.24		m ²			
廻り縁	10	天井廻り縁		塩ビ製				L[28.94]		28.94		m			
木製建具	150	額縁 窓額縁 CL. (クリア塗 装)		木製90×25 (素地こしらえB種共) (糸巾300mm以下)				(4.75+2.4)×2		14.30		m			
雑	80	0歳児室 ロールスクリーン		W4750×H2400				1		1.00		か所			
	18	飛散防止フィルム		鏡面				0.45×0.6		0.27		m ²			
	31	鏡						1		1.00		か所			
床	38.24	m ²	0.75	m ² /S	巾木	18.38	m	0.64	m/L	廻縁	28.94	m	1.00	m/L	
天井	38.24	m ²	0.75	m ² /S	壁面積	43.63	m ²	0.62	m ² /M		0.86	m ² /S			

(仕上 仕上計算書)

*** (仮称)〇〇〇保育園新築(内装)工事***



部屋寸法

m=5.45 q=5.45 t=4.29 p=4.29

メモリ式

	階	部屋No	部屋名称	個所	部屋 タイプ	最大方向		増減寸法		天井(E) m	巾木(F) mm	面積(S) ㎡	周長(L) m	壁巾木減 ㎡	壁面積(N) ㎡
						X方向(A)	Y方向(B)	X方向(C)	Y方向(D)						
	1	2	エントランス(スロープ・下足S)	1		5.45	4.29			2.85	60	23.38	19.48	54.35	55.62
部位名称	コード	仕上名称		規格名称		メモ		計算式				数量	単位		
10	*	長尺塩ビシート		t=3.3 アンダーレイ共				1.74×1.25*2GG				2.18	㎡		
11	*	長尺塩ビシート		t=3.3 アンダーレイ共				4.0×2.84*2GG				11.38	㎡		
		床下地		コンパネt=12				1.25×1.3*2GG				1.63			
		フリーフローア		H=350				1.53×2.35×0.5*2GG				1.50			
12	*	長尺塩ビシート		t=3.3 アンダーレイ共				1.25×1.25*2GG				1.56	㎡		
		床下地		コンパネt=12											
		フリーフローア		H=205											
14	*	長尺塩ビシート		t=3.3 アンダーレイ共				2.45×1.25*2GG				3.06	㎡		
		床下地		コンパネt=12											
		フリーフローア		H=0~205											
15	*	長尺塩ビシート		t=3.3 アンダーレイ共				1.74×1.25*2GG				2.18	㎡		
		床下地		コンパネt=12											

14 《見積比較表》

(仮称) ○○保育園新築(内装)新築工事

【資料-8】

様式1 ※ 「トータル方式」見積り査定(3枚で一組となっている。)

木工事		N		A	B	C	D	E	F	G=A~F計	H=N×G	I	J=H×I	K	L=J/N	M
木工事・仕上げユニット		数量	単位	材料費	労務費	運搬費	諸経費	諸経費		見積単価	見積金額	査定率	採用金額	順位	単価	採用単価 (端数処理)
会社 1	名称							法定福利 費一式	法定福利 費個別							
	額縁 ペイツガ	5.9	m	10,753	4,160	291	1,064	0		16,268	95,981	0.70	67,187		11,388	11,300
	カーテンボックス ペイツガ	30.3	m	7,403	3,330	233	767	0		11,733	355,510	0.70	248,857		8,213	8,210
	床見切 タモ集成材	1	m	1,166	1,330	93	181	0		2,770	2,770	0.70	1,939		1,939	1,930
	上り框 タモ集成材	2.2	m	2,117	3,000	210	372	0		5,699	12,538	0.70	8,776		3,989	3,980
	ライニング 120*30	1.8	m	4,812	3,330	233	586	0		8,961	16,130	0.70	11,291		6,273	6,270
	ライニング 200*30	1.1	m	7,892	3,830	268	839	0		12,829	14,112	0.70	9,878		8,980	8,980
	ライニング 300*30	0.5	m	11,742	4,160	291	1,130	0		17,323	8,662	0.70	6,063		12,126	12,100
	笠木 100*30	3.6	m	4,042	2,500	175	470	0		7,187	25,873	0.70	18,111		5,031	5,030
	笠木 370*30	2.2	m	14,437	3,830	268	1,297	0		19,832	43,630	0.70	30,541		13,882	13,800
**	ニッチ タモ集成材	2	か所	28,105	6,000	420	2,416	0		36,941	73,882	0.70	51,717		25,859	25,800
建	カウンター タモ集成材	1	か所	32,725	6,000	420	2,740	0		41,885	41,885	0.70	29,320		29,320	29,300
築	階段 105.5*30	1.2	m	4,452	2,500	175	706	0		7,833	9,400	0.70	6,580		5,483	5,480
	階段 280*30	21.2	m	11,970	3,330	233	1,087	0		16,620	352,344	0.70	246,641		11,634	11,600
	階段 1260*1260*30	1	か所	65,615	38,330	2,683	7,463	0		114,091	114,091	0.70	79,864		79,864	79,800
	鉄板 450*300*30 2段	1	か所	16,590	4,500	430	872	0		22,392	22,392	0.70	15,674		15,674	15,600
	鉄板 750*350*30 2段	1	か所	19,560	4,900	625	1,085	0		26,170	26,170	0.70	18,319		18,319	18,300
	鉄板 930*350*30	1	か所	21,400	5,120	725	1,011	0		28,256	28,256	0.70	19,779		19,779	19,700
	鉄板 2100*350*30 2段	1	か所	32,500	5,560	825	1,111	0		39,996	39,996	0.70	27,997		27,997	27,900
	鉄板 1850*600*350*30 2段	1	か所	35,600	5,750	935	1,250	0		43,535	43,535	0.70	30,475		30,475	30,400
	鉄板 850*450*30 3段	1	か所	30,840	7,522	952	1,530	0		40,844	40,844	0.70	28,591		28,591	28,500
	合計 (N×各項目)		t	933,250	326,364	25,554	82,832	0	0	採用金額	1,368,000		957,600	1		

(見積書金額)

通常の見積書には、製品代、取付費、運搬費、諸経費が分けて計上しているケースが多いので、この場合は材工共の単価にするために各項目にこれらの金額を各々の項目に金額按分や数量按分などで割り振って頂き材工共の単価とする作業が必要になります。

建築工事の場合、トータル方式を採用して、第1順位を決定して頂き、材工共の採用単価を決定して下さい。

カタログ比較表

工事名称: _____

NO.1

NO	工種・細目等	会社名1	会社名2	会社名3	採用価格	掛率 (0.7~0.9)	採用単価(端数処理)
1	磁器タイル(玄関・ポーチ) 100角・磁器タイル	3,500	3,800	4,200	3,500	0.7	2,450
	カタログ金額順位	1	2	3	1		
2	木材(玄関・框)						
	カタログ金額順位						
3	ホワイトボード鉄板下地						
	カタログ金額順位						
4	キッチンパネル見切						
	カタログ金額順位						
5	屋内階段2段手摺						
	カタログ金額順位						
6	多目的トイレ手摺						
	カタログ金額順位						
7	WD						
	カタログ金額順位						
8	TB(トイレブース)						
	カタログ金額順位						
9	複合フローリング						
	カタログ金額順位						
10	カーテンレール						
	カタログ金額順位						

最低価格に、適正な掛率を掛けて端数処理をしたものを採用単価として内訳書に記載して下さい。

《カタログの写しを添付》



カタログ比較表に添付するカタログは、必ず使用メーカーが分かるようにカタログの表紙のコピーを添付して下さい。

○
◆
◎
金物

カタログ比較表に添付するカタログは、必ず何のカタログなのかが分かるようにインデックス等を貼るなど突合しやすくするように工夫して下さい。

面材(カラー化粧板、不燃化粧板)

一般名称	製品名	サイズ 厚さ	品番	価格 (円)
メラミン化粧板	A	935*1850 0.95	1-001	12,000
メラミン化粧板	B	1230*2450 0.95	1-002	18,000
メラミン化粧板	C	935*1850 1.2	1-003	15,000
メラミン化粧板	D	1230*2450 1.2	1-004	21,000
メラミン化粧板 (耐磨耗性)	E	935*1850 0.95	1-005	13,000
メラミン化粧板 (耐磨耗性)	F	1230*2450 0.95	1-006	19,000
メラミン化粧板 (耐磨耗性)	G	935*1850 1.2	1-007	17,000
メラミン化粧板 (耐磨耗性)	H	1230*2450 1.2	1-008	23,000

面材

カタログの該当項目にマーキングをして、価格や仕様関係(材種、寸法等)が分かるようにして下さい。

16 <福祉のまちづくり条例・工事完了届書>

【資料-10】

緩和を使わなかった場合は適合証が発行されますが、緩和を使用した場合は適合証が交付されないため、工事完了届出書の左下の確認欄に受付日が入っている(副本)の写しを以て、福祉のまちづくり条例の完了と見なします。

第3号様式(第7条第1項)

工 事 完 了 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(届出先)

横浜市長

届出者

住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名 横浜 太郎

事前協議より記載内容に変更があった場合は、修正して記載ください。

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

横浜市福祉のまちづくり条例第29条の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	〇〇〇〇シンチクコウジ			
施設の名称	〇〇〇〇新築工事			
施設の所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇			
施設の種類	建築物			
施設の概要	構造	RC造		地上 3 階：地下 - 階
	敷地面積	4,000 m ²		建築面積 300 m ²
施設区分別 延べ面積	番号	施設の区分	協議対象部分	その他の部分 合計
	2	老人ホームその他	80 m ²	m ² 80 m ²
	34	共同住宅	m ²	900 m ² 900 m ²
			m ²	m ² m ²
			m ²	m ² m ²
	合計	80 m ²	900 m ²	980 m ²
協議箇所	適合状況一覧表のとおり			
設計者	住所又は所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇号		
	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 担当者氏名 〇〇 〇〇		
施工者	住所又は所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇号		
	氏名又は名称及び代表者の氏名	有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 担当者氏名 〇〇 〇〇		
協議番号	第 123456 号			

事前協議終了通知に記載。

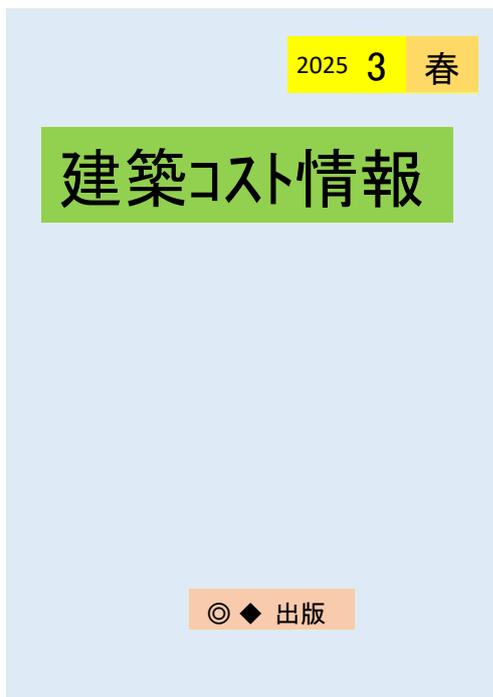
(確認欄)

受付番号 第 〇〇 号	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>受付欄</p>  </div>
<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
受領年月日・氏名 〇〇 年 〇 月 〇 日	

適合状況一覧表、付近見取り図、配置図、各階平面図、2面以上の断面図、詳細図(EV、便所等)、整備基準の分かる写真を添付の上、ご提出ください。

完了検査時には、事前協議が不適合であっても、工事完了届出書の右下の受付欄に受付日の入ったものの写しを提出して下さい。

※刊行物の写しを添付。各刊行物の表紙ごとインデックスを付けて纏めて下さい。



【マーキングの良い例】

金属工事 (5)

【施設全体の解説】 <金属工事 (鉄骨鉄骨下地)>
 1. 第一、二次鉄骨工事業務による鉄工場の工事費 (原資の総費等を含む) で、元簿に示す鉄骨工事業務の原簿費等 (供出費) は含まない。
 2. 材料である建設費削減率に、JIS A 6517 使用を標準とする。
 ※採算増減は含まない

品目	規格仕様	単位	札幌	仙台	東京	新潟
壁付手摺	ビニル(ブレン) Φ34	m	7620	7790	8200	7700
壁付手摺	ステンレス Φ34	m	9200	9350	9600	9310
カーテンレール	SUS・S	m	1020	1100	1300	1050
カーテンレール	SUS・W	m	1820	1950	2150	2050
カーテンレール	アルミ・S	m	1000	1030	1050	1020
カーテンレール	アルミ・W	m	1560	1650	1760	1580

種目・規格仕様欄を含め単価まで、その行全てにマーキング又は、アンダーライン(赤)をして下さい。
 ※種目・規格仕様欄と単価が行ずれていることがあるので、誤記防止の為にその行全てにマーキング又はアンダーラインをして下さい。

細目	規格仕様	単位	札幌	仙台	東京	新潟
壁付手摺	ビニル(ブレン) Φ34	m	7620	7790	8200	7700
壁付手摺	ステンレス Φ34	m	9200	9350	9600	9310
カーテンレール	SUS・S	m	1020	1100	1300	1050
カーテンレール	SUS・W	m	1820	1950	2150	2050
カーテンレール	アルミ・S	m	1000	1030	1050	1020
カーテンレール	アルミ・W	m	1560	1650	1760	1580

建築コスト

【マーキングの悪い例】

金属工事 (5)

【施設全体の解説】 <金属工事 (鉄骨鉄骨下地)>
 1. 第一、二次鉄骨工事業務による鉄工場の工事費 (原資の総費等を含む) で、元簿に示す鉄骨工事業務の原簿費等 (供出費) は含まない。
 2. 材料である建設費削減率に、JIS A 6517 使用を標準とする。
 ※採算増減は含まない

品目	規格仕様	単位	札幌	仙台	東京	新潟
壁付手摺	ビニル(ブレン) Φ34	m	7620	7790	8200	7700
壁付手摺	ビニル(ブレン) Φ40	m	8230	8400	8850	8310
壁付手摺	ステンレス Φ34	m	9200	9350	9600	9310
カーテンレール	SUS・S	m	1020	1100	1300	1050
カーテンレール	SUS・W	m	1820	1950	2150	2050
カーテンレール	アルミ・S	m	1000	1030	1050	1020
カーテンレール	アルミ・W	m	1560	1650	1760	1580

単価のみをチェックしている場合、種目・規格仕様欄と単価が行ずれていたたり、単価から種目・規格仕様欄の確認作業に時間を取られる為、誤記の防止や審査時間短縮の為、該当項目全てにマーキング又はアンダーラインをして下さい。

細目	規格仕様	単位	札幌	仙台	東京	新潟
壁付手摺	ビニル(ブレン) Φ34	m	7620	7790	8200	7700
壁付手摺	ビニル(ブレン) Φ40	m	8230	8400	8850	8310
壁付手摺	ステンレス Φ34	m	9200	9350	9600	9310
カーテンレール	SUS・S	m	1020	1100	1300	1050
カーテンレール	SUS・W	m	1820	1950	2150	2050
カーテンレール	アルミ・S	m	1000	1030	1050	1020
カーテンレール	アルミ・W	m	1560	1650	1760	1580

建築コスト

《歩掛り・根拠資料》 ※代価表を組む場合の根拠資料を添付する。

2025 3 春

建設工事標準歩掛

◎ ◎ ◆ 出版

標準歩掛

① 木 工

② 床 下 地 盤

名 称	規 格	単 位	材 料			備 考	
			材	労	機		
床 下 地 盤 （土台なし）	大引き 90×90/2	9900	材	0.020	0.12	0.16	大 工 0.088
	枕太 40×90	9360	材				普通作業員 0.049
床 下 地 盤 （土台なし）	大引き 90×90/2	9900	+	0.017	0.11	0.17	大 工 0.09
	枕太 45×54	9360					普通作業員 0.052
+	大引き 90×90	9900	+	0.021	0.12	0.18	大 工 0.10
	枕太 45×54	9360					普通作業員 0.052
+	大引き 100×100	9900	+	0.026	0.12	0.19	大 工 0.11
	枕太 90×90/2	9360					普通作業員 0.052
床 下 地 盤 （土台あり）	大引き 90×90	9900	+	0.022	0.17	0.25	大 工 0.13
	枕太 40×90	9360					普通作業員 0.052
+	大引き 90×90	9900	+	0.022	0.17	0.25	大 工 0.13
	枕太 40×90	9360					普通作業員 0.052
+	大引き 100×100	9900	+	0.026	0.17	0.25	大 工 0.14
	枕太 90×90/2	9360					普通作業員 0.052

③ 床 板 張 り

名 称	規 格	単 位	材 料			備 考	
			材	労	機		
床 板 張 り	合板 12-15mm	床 面 1㎡	材	0.03			大 工 0.099
							普通作業員 0.068
床 板 張 り	合板 14-18mm 本表張り	床 面 1㎡	+	1.15	0.05	0.05	大 工 0.12
							普通作業員 0.054
+	合板 12-15mm	床 面 1㎡	+	1.15	0.10	+	大 工 0.08
							普通作業員 0.052
+	合板 25-30mm	床 面 1㎡	+	1.15	0.10	+	大 工 0.15
							普通作業員 0.052
+	合板 4-5.5mm	床 面 1㎡	+	1.15	0.05	+	大 工 0.07
							普通作業員 0.044
+	合板 12-15mm 本表張り	床 面 1㎡	+	1.20	0.05	+	大 工 0.07
							普通作業員 0.044
+	合板 12-15mm 突き付け張り	床 面 1㎡	+	1.20	0.05	+	大 工 0.07
							普通作業員 0.044
+	合板 12-15mm	床 面 1㎡	+	1.15	0.05	+	大 工 0.06
							普通作業員 0.044
+	合板 25-30mm	床 面 1㎡	+	1.15	0.13	+	大 工 0.07
							普通作業員 0.044

公共建築工事積算基準

2025 年版

▽ ◎ ◆ 出版

積算基準

建 具

表 RA-16-7 【市】

網入り型板ガラス (1㎡当たり)

名 称	規 格	単 位	厚6.8mm 特寸2.18m以下	厚6.8mm 特寸4.45m以下	備 考
網入り型板ガラス		㎡	1.03	1.03	
ガラス工		人	0.13	0.19	
その他		式	1	1	

表 RA-16-8 【市】【専】

フロート板ガラス (厚3~6mm) (1㎡当たり)

名 称	規 格	単 位	厚3mm 特寸1.18m以下	厚5mm、6mm 特寸2.18m以下	厚5mm、6mm 特寸4.45m以下	厚5mm、6mm 特寸6.81m以下	備 考
フロート板ガラス		㎡	1.03	1.03	1.03	1.03	
ガラス工		人	0.05	0.09	0.14	0.17	
その他		式	1	1	1	1	

表 RA-16-9 【市】

フロート板ガラス (厚8mm) (1㎡当たり)

名 称	規 格	単 位	厚8mm 特寸2.18m以下	厚8mm 特寸4.45m以下	厚8mm 特寸6.81m以下	備 考
フロート板ガラス		㎡	1.03	1.03	1.03	
ガラス工		人	0.13	0.19	0.23	
その他		式	1	1	1	

表 RA-16-10 【市】

網入りみかげ板ガラス (1㎡当たり)

名 称	規 格	単 位	厚6.8mm 特寸2.18m以下	厚6.8mm 特寸4.45m以下	備 考
網入りみかげ板ガラス		㎡	1.03	1.03	
ガラス工		人	0.13	0.19	
その他		式	1	1	

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

職 種	単 位	単 価(円)	割増対象賃金比 (構成比)	適 用
特殊作業員	人	28,500	0.783	
普通作業員	人	25,300	0.847	助手
軽作業員	人	17,200	0.885	
造園工	人	25,200	0.771	
法面工	人	29,900	0.830	
とび工	人	31,300	0.854	
石工	人	31,200	0.905	
ブロック工	人	28,900	0.901	
電工	人	27,700	0.724	
鉄筋工	人	29,000	0.884	
鉄骨工	人	28,000	0.815	
塗装工	人	32,700	0.833	
溶接工	人	34,600	0.827	機械工
運転手(特殊)	人	30,000	0.793	
運転手(一般)	人	25,200	0.816	
潜かん工	人	35,000	0.940	
潜かん世話役	人	41,600	0.886	
さく岩工	人	35,500	0.697	
トンネル特殊工	人	37,600	0.961	
トンネル作業員	人	29,300	0.941	
トンネル世話役	人	38,400	0.948	
橋りょう特殊工	人	32,600	0.854	
橋りょう塗装工	人	33,600	0.861	
橋りょう世話役	人	37,600	0.791	
土木一般世話役	人	31,400	0.771	機械付世話役
高級船員	人	36,500	0.709	
普通船員	人	29,400	0.718	
潜水士	人	46,300	0.805	
潜水連絡員	人	33,500	0.854	
潜水送気員	人	32,200	0.864	
山林砂防士	人	30,700	0.716	
軌道士	人	52,800	0.821	
型わく工	人	29,900	0.893	
大工	人	28,700	0.886	
左官	人	29,900	0.876	
配管士	人	25,600	0.776	
はつり士	人	28,500	0.825	
防水工	人	31,300	0.785	
板金工	人	31,700	0.790	
タイル工	人	—	—	
サッシ工	人	29,900	0.785	
屋根ふき工	人	—	—	
内装工	人	31,700	0.831	
ガラス工	人	29,900	0.721	
建具工	人	25,700	0.708	
ダクト工	人	26,000	0.725	
保温工	人	26,100	0.794	
建築ブロック工	人	—	—	
設備機械工	人	26,400	0.815	
交通誘導警備員A	人	18,800	0.851	
交通誘導警備員B	人	16,600	0.904	

注)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの金額である。

2025

機械

設備工事

積算実務マニュアル

実務
マニ
ュアル

2025

電気

設備工事

積算実務マニュアル

実務
マニ
ュアル

図-2 材料単価及び複合単価の地域別

別	材料単価	A					B					C				
		東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台	東京	大阪	名古屋	札幌	仙台
配管工	20,400	20,500	20,600	18,800	20,400	21,000	21,300	22,600	21,500	20,800	21,300	21,900	23,400	20,900	20,200	
配管工	18,800	17,400	18,000	17,200	18,200	19,300	19,200	21,100	19,100	18,500	19,300	19,200	21,100	19,100	18,500	
設備機械工	21,100	18,400	20,300	19,700	18,000	21,100	19,700	20,300	19,700	18,000	21,100	19,700	20,300	19,700	18,000	

内容と見方

3. 単価と数量

(1) 機械数量と材料数量
数量を分類すると、設計数量、所要数量、計画数量の3つに分けて考えることができる。

(2) 設計数量
機械設備工事においては、設計図書に明記されている台数、組数、個数や、設計寸法から求めた正味の長さ、面積、体積等の数量をいいます。機械数量、材料数量が該当する。

(3) 単価
単価には、機器単価、材料単価、労務単価があり、機械単価と労務単価を組み合わせた複合単価・市場単価や、いくつかの複合単価からなる合成単価もある。

(4) 機械器具費
機械器具費は、施工に用いるバックホウ等の建設機械に要する費用をいいます。本書においては、「建設機械等単価表」（平成29年度版）（一社）日本建設機械施工協会）を採用している。また、建設機械単価については、「積算資料」等の掲載価格を採用している。

(5) 労務単価
本書においては、公共工事設計労務単価を採用しているが、これにより難しい場合は、適宜読み替えることが必要となる。また作業条件、特殊施工場所等においては、労務単価の割増しが必要となることもある。

(6) 複合単価
材料には、配管材、弁類、鋼材、亜鉛鉄板、衛生陶器、保温材、電気材料等がある。単価については「積算資料」等により決定する。これらの記載なき材料については、「発注者」の見積りを徴収のうえ、単価を決定する。

(7) 労務単価
本書においては、公共工事設計労務単価を採用しているが、これにより難しい場合は、適宜読み替えることが必要となる。また作業条件、特殊施工場所等においては、労務単価の割増しが必要となることもある。

(8) 複合単価
材料には、配管材、弁類、鋼材、亜鉛鉄板、衛生陶器、保温材、電気材料等がある。単価については「積算資料」等により決定する。これらの記載なき材料については、「発注者」の見積りを徴収のうえ、単価を決定する。

(9) 労務単価
本書においては、公共工事設計労務単価を採用しているが、これにより難しい場合は、適宜読み替えることが必要となる。また作業条件、特殊施工場所等においては、労務単価の割増しが必要となることもある。

(10) 複合単価
材料には、配管材、弁類、鋼材、亜鉛鉄板、衛生陶器、保温材、電気材料等がある。単価については「積算資料」等により決定する。これらの記載なき材料については、「発注者」の見積りを徴収のうえ、単価を決定する。

(11) 労務単価
本書においては、公共工事設計労務単価を採用しているが、これにより難しい場合は、適宜読み替えることが必要となる。また作業条件、特殊施工場所等においては、労務単価の割増しが必要となることもある。

(12) 複合単価
材料には、配管材、弁類、鋼材、亜鉛鉄板、衛生陶器、保温材、電気材料等がある。単価については「積算資料」等により決定する。これらの記載なき材料については、「発注者」の見積りを徴収のうえ、単価を決定する。

9 ビニル管

9-1 水道用耐衝撃性塩化ビニル管 H1VP (給水)

【標準歩掛りの掛率等】

名 称	管	継手	接合 材等	支持 金物	はつり 補修	その他
	(管単価×)				(労務費×)	1式(労)
屋内一般配管	1.10	0.30	0.10	0.25	0.08	0.20 ~ 0.30
機械室・便所配管	1.10	0.55	0.10	0.25	0.08	
屋外配管	1.05	0.30	0.10	0.25	—	
地中配管	1.05	0.25	0.10	—	—	

(注) その他の率対象は、はつり補修、配管工とする。

【材料単価】

(単位：単価=円/m)

呼び径 A	質量 kg/m	単 位	複 合 単 価										摘 要	
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
15	0.17	m	75	75	75	85	80	80	80	80	80	80	85	
20	0.30	"	135	135	135	150	140	140	140	140	140	140	150	
25	0.44	"	190	190	190	215	205	205	205	205	205	205	220	
30	0.53	"	235	235	235	260	245	245	245	245	245	245	265	
40	0.77	"	335	335	335	380	355	355	355	355	355	355	380	
50	1.12	"	470	470	470	530	500	500	500	500	500	500	540	
65	1.42	"	605	605	605	685	645	645	645	645	645	645	690	
75	2.16	"	920	920	920	1,040	980	980	980	980	980	980	1,050	
100	3.34	"	1,380	1,380	1,380	1,550	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,570	
125	4.37	"	1,770	1,770	1,770	2,000	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	2,020	
150	6.56	"	2,680	2,680	2,680	3,030	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	3,050	

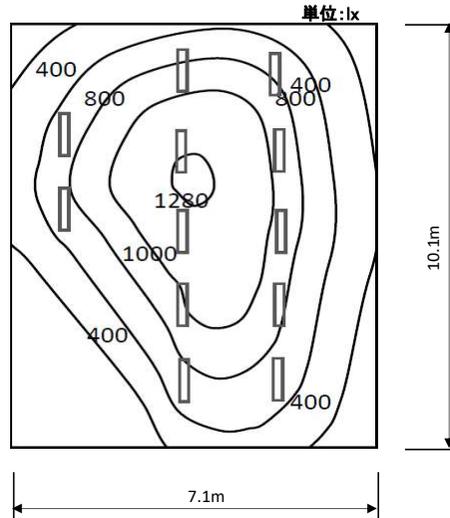
【屋内一般配管】

(単位：歩掛り=人/m、単価=円/m)

呼び径 A	質量 kg/m	単 位	歩掛り	複 合 単 価										摘 要
				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
15	0.17	m	0.046	1,430	1,400	1,410	1,320	1,420	1,370	1,220	1,320	1,210	1,120	
20	0.30	"	0.062	1,990	1,950	1,960	1,840	1,970	1,900	1,700	1,840	1,680	1,580	
25	0.44	"	0.074	2,420	2,380	2,390	2,250	2,420	2,340	2,100	2,260	2,080	1,950	
30	0.53	"	0.079	2,640	2,600	2,610	2,460	2,630	2,540	2,280	2,460	2,260	2,140	
40	0.77	"	0.101	3,440	3,380	3,400	3,200	3,430	3,320	2,990	3,210	2,970	2,810	
50	1.12	"	0.128	4,430	4,360	4,380	4,100	4,460	4,340	3,900	4,360	4,100	3,850	
65	1.42	"	0.163	5,660	5,570	5,590	5,250	5,710	5,580	5,000	5,600	5,300	5,050	
75	2.16	"	0.190	6,970	6,870	6,890	6,500	7,060	6,930	6,200	6,930	6,600	6,350	
100	3.34	"	0.245	9,330	9,200	9,230	8,700	9,460	9,320	8,400	9,460	9,100	8,850	
125	4.37	"	0.301	11,590	11,430	11,470	11,140	11,660	11,500	10,300	11,660	11,010	10,280	9,910
150	6.56	"	0.356	14,730	14,540	14,590	14,340	14,890	14,700	13,100	14,890	14,120	13,250	12,880

設備関連の複合単価も根拠となる該当箇所をマーキングをし、添付して下さい。

参考例



器具品番	取付XLX460AHVK-LE9
器具種類	一体型LED 直付Dスタイル
ランプ	LED3500,85,6420
全光束	6420 lm
保守率	0.90
器具コード	KD128261
取付高さ	2.425 m
取付台数	12 台

	全体
平均照度	779 lx
最少照度	278 lx
最大照度	1218 lx
G1(最小/平均)	0.356
G2(最小/最大)	0.228

(仮称)〇〇〇〇保育園	水平面照度分布図 天井高さ2.425m 計画面高さ0m	作成 2023.02.07	1階 3歳児保育室			図番
	反射率 天井 50% 壁 30% 床 10%	縮尺:1/100(A3)				7

《 各室、各部分での照度計算 》

【資料-12-②】

《 空調・熱負荷計算表 》

参考例

熱負荷計算集計表

(上段:W, 下段:kcal/h)

部屋名称	階	系統	部屋数	冷房				暖房				床面積 [m ²]	単位面積負荷	
				室内顕熱	総合負荷	選定負荷	時刻	室内顕熱	選定負荷	加湿量	時刻		冷房	暖房
				[W]	(kcal/h)		[時]	[W]	(kcal/h)	[kg/h]	[時]		W/m ²	(kcal/hm ²)
0児保育室	1	1	1	2366 (2035)	4601 (3957)	4831 (4155)	15	3513 (3021)	3864 (3323)	1.95	8	24.1	200.5 (17204)	160.3 (137.9)
1歳児保育室	1	2	1	2792 (2401)	6304 (5421)	6619 (5693)	15	3967 (3412)	4364 (3753)	2093	8	38.1	173.7 (149.4)	114.5 (98.5)
2歳児保育室	1	3	1	2140 (1840)	4457 (3833)	4680 (4025)	15	2821 (2426)	3103 (2669)	1.96	8	25.7	182.1 (156.6)	120.7 (103.8)
3歳児保育室	1	4	1	2924 (2515)	5801 (4989)	6091 (5238)	15	4275 (3677)	4703 (4044)	2045	8	32.3	188.6 (162.2)	145.6 (125.2)
4～5歳児保育室	1	5	1	3754 (3228)	8745 (7521)	9182 (7897)	15	6466 (5561)	7113 (6117)	4042	8	60.6	151.5 (130.3)	117.4 (100.9)
更衣室	1	6	1	418 (359)	1435 (1234)	1507 (1296)	15	1459 (1255)	1605 (1380)	0.93	8	4.8	313.9 (270.0)	334.4 (287.5)
面談室	1	7	1	566 (487)	1605 (1380)	1685 (1449)	15	1169 (1005)	1286 (1106)	0.95	8	8.4	200.6 (172.5)	153.1 (131.7)
事務室	1	8	1	1529 (1315)	3063 (2634)	3216 (2766)	15	2710 (2331)	2981 (2564)	1.44	8	15	214.4 (184.4)	198.7 (170.9)
玄関・廊下	1	9	1	1411 (1213)	3904 (3357)	4099 (3525)	15	2523 (2170)	2775 (2387)	2.02	8	32.6	125.7 (108.1)	85.1 (73.2)
建物ピーク負荷			9	16967 (14592)	39466 (33941)	41439 (35638)	15	28903 (35638)	31793 (27342)	19.04	8	241.6	171.5 (147.5)	131.6 (113.2)

《 部屋別熱負荷計算表 》

部屋別熱負荷計算表

参考例

部屋名称	階	系統	部屋数	部屋用途	床面積 (㎡)	天井高 (m)	在室人数 (人)	外気量 (m ³ /h) [夏期/冬期]
0児保育室	1	1	1	保育園	24.1	2.4	4	200.0/200.0

【冷房負荷】 室内設計湿度条件：26.0 (°CDB) 50.0 (%RH) [W] (kcal/h)

時刻	外気条件		外壁	屋根・天井	内壁	床	窓	隙間風		人体		照明	内部発熱		室内負荷合計		外気	総合負荷
	°CDB	%RH						顕熱	潜熱	顕熱	潜熱		顕熱	潜熱	顕熱	潜熱		
8	28.6	72.1	79	0	29	37	118	10	71	224	304	559	0	0	1056	375	1393	2824 (2429)
9	29.8	72.7	118	0	42	55	145	15	85	224	304	559	0	0	1158	389	1719	3266 (2809)
10	30.7	68.3	158	0	52	68	162	18	83	224	304	559	0	0	1241	387	1743	3371 (2899)
11	31.5	63.7	198	0	61	79	185	21	78	224	304	559	0	0	1327	382	1717	3426 (2946)
12	32.1	59.7	248	0	67	88	382	23	73	224	304	559	0	0	1591	377	1659	3627 (3119)
13	32.3	60.1	308	0	70	90	648	24	76	224	304	559	0	0	1923	380	1729	4032 (3468)
14	32.3	61.6	368	0	70	90	842	24	80	224	304	559	0	0	2177	384	1807	4368 (3756)
*15	32.0	63.8	486	0	66	86	922	23	84	224	304	559	0	0	2366	388	1847	4601 (3957)
16	31.2	64.4	595	0	57	75	877	20	77	224	304	559	0	0	2407	381	1677	4465 (3840)
17	30.3	65.0	682	0	47	62	697	16	70	224	304	559	0	0	2287	374	1487	4148 (3567)
18	29.3	66.8	700	0	36	47	356	13	64	224	304	559	0	0	1935	368	1331	3634 (3125)

【暖房負荷】 室内設計湿度条件：22.0 (°CDB) 50.0 (%RH) [W] (kcal/h)

時刻	外気条件		外壁	屋根・天井	内壁	床	窓	隙間風		人体		照明	内部発熱		室内負荷合計		外気	総合負荷
	°CDB	%RH						顕熱	潜熱	顕熱	潜熱		顕熱	潜熱	顕熱	潜熱		
*8	-0.3	39.8	957	0	246	320	384	134	103	0	0	0	0	0	2041	103	1472	3513 (3021)
9	0.6	36.8	919	0	236	307	369	129	103	0	0	0	0	0	1960	103	1712	3372 (2900)
10	1.4	37.7	884	0	227	296	355	124	101	0	0	0	0	0	1886	101	1360	3246 (2792)
11	2.2	38.5	850	0	219	284	341	119	99	0	0	0	0	0	1813	99	1307	3120 (2683)
12	2.8	39.3	824	0	212	276	331	115	97	0	0	0	0	0	1758	97	1267	3025 (2602)
13	3.1	36.5	812	0	209	271	325	114	99	0	0	0	0	0	1731	99	1247	2978 (2561)
14	3.2	33.4	807	0	208	270	324	113	101	0	0	0	0	0	1722	101	1241	2963 (2548)
15	3.2	31.1	807	0	208	270	324	113	102	0	0	0	0	0	1722	102	1241	2963 (2548)
16	3.1	31.9	812	0	209	271	325	114	102	0	0	0	0	0	1731	102	1247	2978 (2561)
17	2.8	33.8	824	0	212	276	331	115	101	0	0	0	0	0	1758	101	1267	3025 (2602)
18	2.5	35.8	837	0	215	280	336	117	100	0	0	0	0	0	1785	100	1287	3072 (2642)

暖房総合負荷には、潜熱は足しこんでいません。

19 印紙税法

《印紙税法上の課税文章（2号文書）》

請負に関する契約書(第2号文書)

請負・・・当事者の一方（請負人）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がこれに報酬を支払うことを約することによって成立する契約をいい、講演、警備、機械保守、清掃などのような無形的な結果を目的とするものも含まれます（基通別表第1第2号文書の1）。

このほか、公認会計士の監査契約、民間放送会社と広告主又は広告代理業者との間の広告などの契約も請負契約に該当します。

また、請負には、職業野球の選手、映画・演劇の俳優、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、映画、演劇の監督・演出家・プロデューサー、テレビジョン放送の演技者・演出家プロデューサーなどが、その者としての役務を提供することを内容とする契約を含みます（令21）。

請負に関する契約書に該当するか、物品の譲渡に関する契約書（不課税文書）又は不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）に該当するかの区別については、おおむね次によります（基通別表第1第2号文書の2）。

- ① 注文者の指示に基づき一定の仕様又は規格などに従い、製作者の労務により工作物を建設することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

（例） 家屋の建築、道路の建設、橋りょうの架設

- ② 製作者が工作物をあらかじめ、ある一定の規格で統一し、これにそれぞれの価格を付して注文を受け、その規格に従い工作物を建設し、供給することを内容とするもの ⇒ 不動産の譲渡に関する契約書又は物品の譲渡に関する契約書（物品の譲渡に関する契約書の場合は不課税文書）

（例） 建売住宅の供給（不動産の譲渡に関する契約書）

- ③ 注文者が材料の全部又は主要部分を提供（有償・無償を問いません。）し、製作者がこれによって一定物品を製作することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

（例） 生地を提供しての洋服仕立て、材料支給による物品の製作

- ④ 製作者の材料を用いて注文者の設計又は指示した規格などに従い、一定物品を製作することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

（例） 船舶、車両、機械、家具等の製作、洋服の仕立て

- ⑤ あらかじめ一定の規格で統一された物品を、注文に応じ製作者の材料を用いて製作し、供給することを内容とするもの ⇒ 物品の譲渡に関する契約書（不課税文書）

（例） カタログ又は見本による機械、家具の製作

- ⑥ 一定の物品を一定の場所に取り付けることにより所有権を移転することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

（例） 大型機械の取付け

ただし、取付行為が簡単であって、特別の技術を要しないもの ⇒ 物品の譲渡に関する契約書（不課税文書）

（例） 家庭用電気器具の取付け

- ⑦ 修理又は加工することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

（例） 建物、機械等の修理、塗装、物品の加工

【実例】

① 加工承り票等

百貨店などが顧客の持参した生地によって洋服の仕立てを引き受けた際に作成する「加工承り票」などは、洋服の仕立てという仕事の完成を約したものですから、請負に関する契約書に該当します。

② 宿泊申込請書等

旅館業者などが顧客から宿泊の申込みを受けた場合に、宿泊年月日、人員、宿泊料金などを記載し、その申込みを引き受けた旨を記載して顧客に交付する「宿泊申込請書」などは、請負に関する契約書に該当します。ただし、御案内状などと称し、単なる案内を目的とするものは、課税文書には該当しません。

③ 保守契約書

エレベーターの保守契約書は、エレベーターを常に安全に運転できる状態に保つこと、つまり仕事の完成を目的としたものですから、請負に関する契約書に該当します。また、コンピューター、コピー機、火災報知機などの保守契約書も同様です。

④ 広告契約書等

広告主と放送会社又は新聞社との間で作成されるコマーシャル放送契約書又は新聞広告契約書は、コマーシャル放送又は新聞広告という仕事の完成を目的としたものですから、いずれも請負に関する契約書に該当します。

(注) 建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件を満たすものについては、印紙税の軽減措置が適用されます(33ページ:2(2)参照)。



2 軽減措置が適用される契約書の具体的な範囲

(2)建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書(第2号文書)

軽減措置の対象となる請負に関する契約書は、建設工事に係るものに限られますが、ここでいう「建設工事」は、具体的には土木建築に関する工事で、次のものをいいます。

(建設工事の種類(建設業法第2条第1項、同法別表第一))

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル、れんが、ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防設備工事、清掃施設工事、解体工事

したがって、上記建設工事に該当しない工事や、建築物等の設計、建設機械の保守、船舶の建造、機械器具の製造又は修理などの請負契約書は、軽減措置の適用はありません。

(例)

令和6年6月1日に作成した契約書で、

- 1 請負金額 5,500 万円 (うち消費税額等 500 万円)と記載した建物建築請負契約書
⇒ 軽減措置の適用あり
(記載金額 5,000 万円 (消費税額等 500 万円は記載金額から除かれます。)の第2号文書、印紙税額 1万円)
- 2 請負金額 5,500 万円 (うち消費税額等 500 万円)と記載したビル設計請負契約書
⇒ 軽減措置の適用なし
(記載金額 5,000 万円 (消費税額等 500 万円は記載金額から除かれます。)の第2号文書、印紙税額 2万円)

印紙税法基本通達 別表第2 重要な事項の一覧表

印紙税法基本通達第12条《契約書の意義》、第17条《契約の内容の変更の意義等》、第18条《契約の内容の補充の意義等》及び第38条《追記又は付け込みの範囲》の「重要な事項」とは、おおむね次に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（それぞれの事項と密接に関連する事項を含みます。）をいいます。

1 第1号の1文書

第1号の2文書のうち、地上権又は土地の賃借権の譲渡に関する契約書
第15号文書のうち、債権譲渡に関する契約書

- (1) 目的物の内容
- (2) 目的物の引渡方法又は引渡期日
- (3) 契約金額
- (4) 取扱数量
- (5) 単価
- (6) 契約金額の支払方法又は支払期日
- (7) 割戻金等の計算方法又は支払方法
- (8) 契約期間
- (9) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (10) 債権不履行の場合の損害賠償の方法

2 第1号の2文書のうち、地上権又は土地の賃借権の設定に関する契約書

- (1) 目的物又は被損保債権の内容
- (2) 目的物の引渡方法又は引渡期日
- (3) 契約金額又は根柢当権における限度金額
- (4) 権利の使用料
- (5) 契約金額又は権利の使用料の支払方法又は支払期日
- (6) 権利の設定日若しくは設定期間又は根柢当権における確定期日
- (7) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (8) 債務不履行の場合の損害賠償の方法

3 第1号の3文書

- (1) 目的物の内容
- (2) 目的物の引渡方法又は引渡期日
- (3) 契約金額（数量）
- (4) 利率又は利息金額
- (5) 契約金額（数量）又は利息金額の返還（支払）方法又は返還（支払）期日
- (6) 契約期日
- (7) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (8) 債務不履行の場合の損害賠償の方法

4 第1号の4文書

- (1) 運送又は請負の内容（方法を含む。）
- (2) 運送又は請負の期日又は期限
- (3) 契約金額
- (4) 取扱数量
- (5) 単価
- (6) 契約金額の支払方法又は支払期日
- (7) 割戻金等の計算方法又は支払方法
- (8) 契約期間
- (9) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (10) 債権不履行の場合の損害賠償の方法

5 第7号文書

- (1) 令第26条《継続的取引の基本となる契約書の範囲》各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件（24ページ：7①～⑤参照）
- (2) 契約期間（原契約の基本契約書を引用して契約期間を延長するものに限るものとし、当該延長する期間が3か月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。）

6 第12号文書

- (1) 目的物の内容
- (2) 目的物の運用の方法
- (3) 収益の受益者又は処分方法
- (4) 元本の受益者
- (5) 報酬の金額
- (6) 報酬の支払方法又は支払期日
- (7) 信託期間
- (8) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (9) 債務不履行の場合の損害賠償の方法

7 第13号文書

- (1) 保証する債務の内容
- (2) 保証の種類
- (3) 保証期間
- (4) 保証債務の履行方法
- (5) 契約に付される停止条件又は解除条件

8 第14号文書

- (1) 目的物の内容
- (2) 目的物の数量（金額）
- (3) 目的物の引渡方法又は引渡期日
- (4) 契約金額
- (5) 契約金額の支払方法又は支払期日
- (6) 利率又は利息金額
- (7) 寄託期間
- (8) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (9) 債務不履行の場合の損害賠償の方法

9 第15号文書のうち、債務引受けに関する契約

請負金額の変更以外にも請負の期限（工期）の変更についても重要事項に該当する為、課税文章扱いとなり変更契約が必要となります。
また、金額の変更が0円であっても、取扱数量や単価の変更を伴って0円としている為、上記同様に変更契約が必要となります。

請負契約書の変更契約書

【照会要旨】

当社では、建設工事についての工事請負契約書を発注者と共同して作成していますが、その工事請負契約書に記載されている支払方法を変更することにして「覚書」を発注者と共同で作成しました。このような「覚書」も第2号文書（請負に関する契約書）に該当するのでしょうか。

【回答要旨】

すでに存在している契約の同一性を失わせないで、その内容を変更する変更契約書及び契約の内容として欠けている事項を補充する契約書についても、通則5の規定により、印紙税法上の契約書に該当することになります。

ご質問の「覚書」の場合には、工事請負契約書にすでに定められている重要な事項である支払方法を変更するものですから、第2号文書（請負に関する契約書）に該当することになります。

印紙税法の取扱いでは、契約の変更及び補充の場合に、課税の対象とする重要な事項を基通別表第2に定めており、第2号文書の重要な事項は次のとおりになります。

- (1) 請負の内容(方法を含みます。)
- (2) 請負の期日又は期限
- (3) 契約金額
- (4) 取扱数量
- (5) 単価
- (6) 契約金額の支払方法又は支払期日
- (7) 割戻金等の計算方法又は支払方法
- (8) 契約期間
- (9) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (10) 債務不履行の場合の損害賠償の方法

【関係法令通達】

印紙税法別表第一課税物件表の適用に関する通則5、

印紙税法基本通達別表第二

注記

令和5年8月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長について

平成30年4月

(令和6年4月改訂)

国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、租税特別措置法の一部が改正され、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については**令和6年4月1日から令和9年3月31日までに作成されるもの**についても、印紙税の軽減措置が適用されます。

※ これまでは、令和6年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。

1 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの及び「建設工事請負契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもので、令和9年3月31日までの間に作成されるものです。

なお、不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「**契約金額**」欄に掲げる金額の区分に応じ、「**軽減後の税率**」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減率)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円(50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円(50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円(50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円(50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円(50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円(50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円(40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円(20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円(20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円(20%軽減)

(注)不動産譲渡契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が10万円以下のもの、建設工事請負契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象となりません(税率200円)。また、契約書に記載された契約金額が1万円未満のものじゃ非課税となります。

2 軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

(例) 建物の譲渡(契約金額4,000万円)と定期借地権の譲渡(契約金額2,000万円)に関する事項が記載された契約書

○この契約書に記載された契約金額は6,000万円(建物の契約金額4,000万円+定期借地権の契約金額2,000万円)

ですから、印紙税額は**3万円**となります。

3 軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。

(例) 建物建設工事の請負(契約金額5,000万円)と建物設計の請負(契約金額100万円)に関する事項が記載された契約書

○この契約書に記載された契約金額は5,100万円(建物建設工事の契約金額5,000万円+設計の請負金額100万円)

ですから、印紙税額は**3万円**となります。

《注》 建設工事とは、建設業法第2条第1項に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

【収入印紙を誤って貼ったときは】

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

【分からないときは】

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。

※ 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問については
タックスアンサー(よくある税の質問)も利用ください。

【 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> 】



この社会あなたの税がいきている

国税庁 法人番号 7000012050002

■ 学校

参考

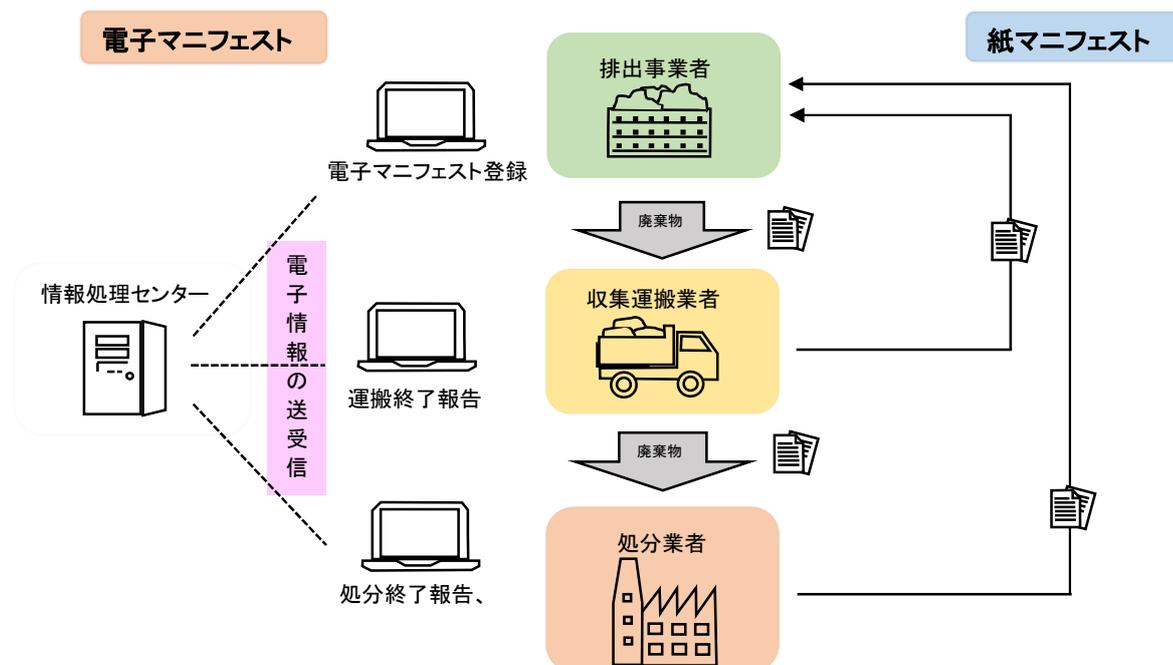
$E_m(lx)$:維持照度 U_o :照度均斉度
 UGR_L :UGR制限値 GR_L :GR制限値
 R_a :平均演色評価数

表11-学校^{a)}

出典：日本工業標準調査会 JIS Z 9110:2010

領域、作業又は活動の種類		$E_m(lx)$	U_o	UGR_L	R_a	注記
作業	精密工作	1000	0.7	16	80	
	精密実験	1000	0.7	19	80	
	精密製図	750	0.7	16	80	
	美術工芸製作	500	0.7	19	80	
	板書	500	0.7	19	80	鏡面反射を防ぐ。
	キーボード操作	500	0.7	19	80	
	図書閲覧	500	0.7	19	80	
学習空間	製図室	750	—	16	80	
	被服教室	500	—	19	80	
	電子計算機室	500	—	19	80	
	実験実習室	500	—	19	80	
	図書閲覧室	500	—	19	80	
	教室	300	—	19	80	照明制御を可能とする。
	体育館	300	—	22	80	公共施設については JIS Z 9122を参照。
執務空間	講堂	200	—	22	80	
	保健室	500	—	16	90	相関色温度は4000K以上。
	研究室	500	—	19	80	
	教職員室、事務室	300	—	22	80	
共有空間	印刷室	300	—	19	80	
	会議室	500	—	19	80	照明制御を可能とする。
	集会室	200	—	22	80	
	放送室	500	—	19	80	
	宿直室	300	—	19	80	
	厨房	500	—	22	80	
	食堂、給食室	300	—	—	80	
	書庫	200	—	19	80	
	倉庫	100	—	—	60	定常使用する場合は 200 lx。
	ロッカー室、便所、洗面所	200	—	—	80	
	階段	150	—	—	40	出入口には移行部を設け、 明るさの急激な変化を避ける。
	非常階段	50	—	—	40	
	廊下、渡り廊下	100	—	—	40	
昇降口	100	—	—	60		
車庫	75	—	—	40		

※上記の値は、JISの基準であり法律ではないので参考値として下さい。



※ 紙マニフェストも電子マニフェストも排出事業者が交付するもので、基本的な運用方法に違いはありません。

紙マニフェストの7枚複写の詳細

A票	排出事業者の保存用
B1票	運搬業者の控え
B2票	運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
C1票	処分業者の保存用
C2票	処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認(運搬業者の保存用)
D票	処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認
E票	処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

マニフェストとは、処理委託した産業廃棄物が契約内容どおりに適正処理されたかを確認するための管理伝票です。産業廃棄物を処理業者(収集運搬業者、中間処理業者)に引き渡すと同時に交付されます。産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などが記入されており、委託した産業廃棄物の処理が終わるまで、これらの廃棄物とともに移動します。

マニフェストの交付が義務化された当初は、特別管理産業廃棄物を対象とした紙マニフェストの運用のみでしたが、1998年12月に全ての産業廃棄物に対象範囲が拡大され、同時に電子マニフェストが制度化されました。紙マニフェストも電子マニフェストも排出事業者が交付するもので、基本的な運用方法に違いはありません。

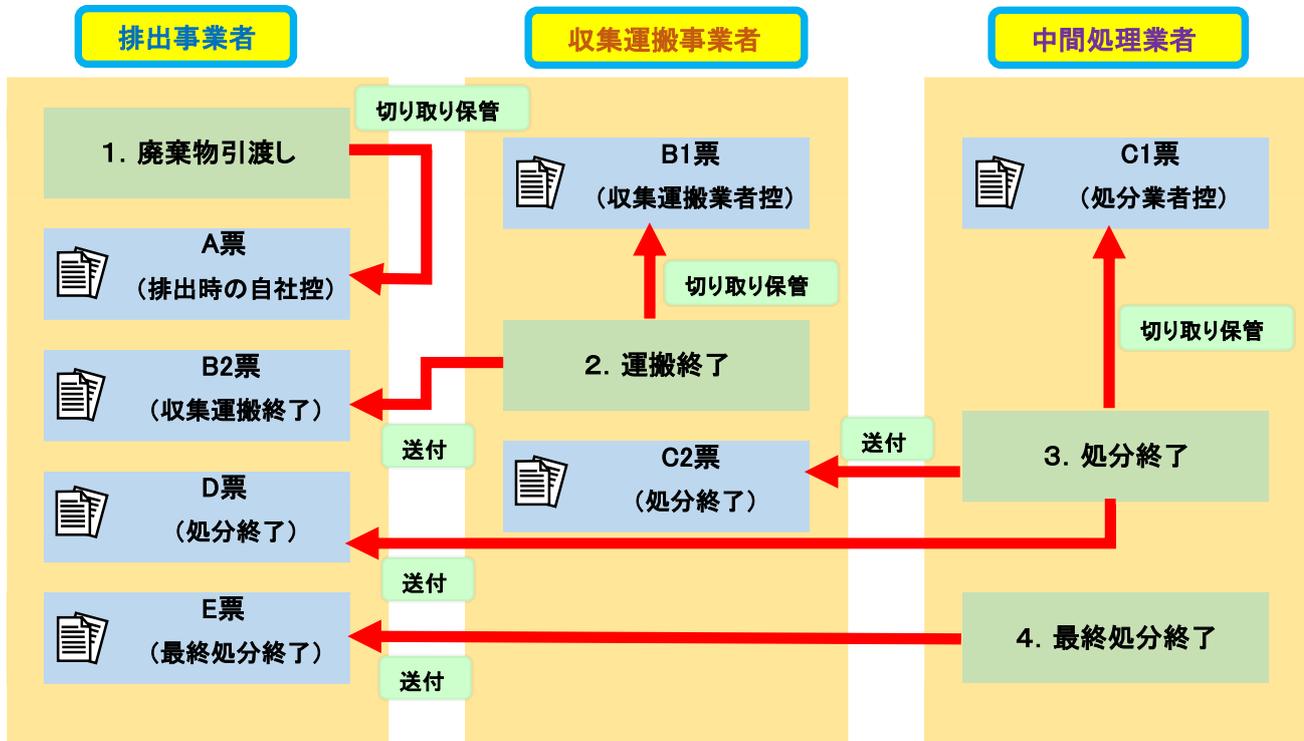
紙マニフェストは複写式で、A票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票、E票の7枚綴りとなっています。このそれぞれに役割があり、また、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれで記載しなければならない事項が決められています。

また、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に交付するマニフェストを「1次マニフェスト」、処分業者が処分後の残さ物を最終処分業者などに処理委託する際に交付するマニフェストを「2次マニフェスト」といいます。1次マニフェストと2次マニフェストの運用方法も、基本的に同じです。

これらのマニフェストは、交付した排出事業者と、それを受け取った処理業者の双方で、5年間にわたり保管することが義務付けられています。それぞれ以下の伝票を保管することになります。

【マニフェストの流れ】

各マニフェスト伝票の役割		
排出事業者	A票(排出時の自社控え)	排出時に必要事項を記入し 収集運搬業者 の受領サインの後、A票のみを切り取ります
	B2票(運搬終了時の確認)	収集運搬業者 が運搬を完了したとき、お手元に届きます
	D票(処分終了の確認)	中間処理業者 が処分を完了したとき、お手元に届きます
	E票(最終処分終了の確認)	最終処分が完了したとき、お手元に届きます
収集運搬業者	B1票(運搬終了の自社控え)	B1票：運搬終了時に終了年月日を記載しB1票とB2票を切り取ります(B2票は 排出事業者 へ送付)
	C2票(処分終了の確認)	C2票： 中間処理業者 が処分を完了したとき、手元に届きます
中間処理業者	C1票(処分終了の自社控え)	C1票：処分終了時に終了年月日を記載しC1票、C2票、D票を切り取ります(C2票は 収集運搬業者 、D票は 排出事業者 へ送付)



【マニフェストの運用上の注意事項】

排出事業者が交付し、収集運搬業者や処分業者の手に渡ったマニフェストは、運搬・処分が終わったのち、控えを残して排出事業者の手元に返すよう定められています。それぞれのマニフェストが戻ってくるまでの期日は以下の通りです。

- ・ 収集運搬業者・処分業者からの返却期限 (B2票、D票) : 90日以内
- ・ 処分業者からの返却期限 (E票) : 180日以内

期日までにマニフェストが返却されない場合は、収集運搬業者、処分業者に状況を確認する。その後は状況に応じて必要な措置を講じるとともに、都道府県に「措置内容報告書」を提出しなければなりません。

※ マニフェストに関する規定に排出事業者が従わなかった場合は、廃棄物処理法違反とみなされ、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。 ※(以下のような場合が該当します。)

- ・ マニフェストを発行しないで廃棄物を委託したとき
- ・ マニフェストに虚偽の内容を記載したとき
- ・ マニフェストを保管していないとき

【マニフェストの記載内容】

産業廃棄物管理票(マニフェスト) E票
 産業廃棄物管理票(マニフェスト) D票
 産業廃棄物管理票(マニフェスト) C2票
 産業廃棄物管理票(マニフェスト) C1票
 産業廃棄物管理票(マニフェスト) B2票
 産業廃棄物管理票(マニフェスト) B1票
 産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票

交付年月日	交付番号	管理番号	交付担当者	氏名
氏名又は名称	住所 〒	名称	所在地 〒	番号
種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿	産業廃棄物の名称
中間処理産業廃棄物	最終処分場所	運搬受託者	運搬先の事業場	処分受託者
積替え又は保管	積替え又は保管	積替え又は保管	積替え又は保管	積替え又は保管

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

※ A票に必要な内容を全て記入します。主な記載内容は、以下の通り。

主な記載内容	
①「交付年月日」	マニフェストを交付した日付を記入
②「交付担当者」	マニフェストの交付を担当した者を記入
③「排出事業者」	排出事業者の氏名又は名称、住所、電話番号を記入
④「排出事業場」	排出場の名称、所在地、電話番号を記入
⑤「産業廃棄物」	排出する産業廃棄物の種類にチェック
⑥「数量」	排出する産業廃棄物の数量を記入（単位は自由（kg、m ³ 、車など））
⑦「荷姿」	バラ積み、フレコンバッグ入りなど荷姿を記入
⑧「産業廃棄物の名称」	廃棄物の概要が分かるように記入（廃タイヤ、業務用冷蔵庫など）
⑨「有害物質等」	有害物質が含まれている場合記入
⑩「処分方法」	「破碎」「切断」「圧縮」など 当該産業廃棄物の処分方法を記入
⑪「中間処理産業廃棄物」	中間処理業者が残さ物を処理委託する際に記入（1次マニフェストの場合は斜線）
⑫「最終処分の場所」	最終処分する予定の場所を記入
⑬「運搬受託者」	運搬を委託する収集運搬業者の名称などを記入
⑭「運搬先の事業場」	契約している処分業者の事業場を記入
⑮「処分受託者」	契約している処分業者の名称などを記入
⑯「積替え又は保管」	積替保管を行う場合のみ記入

※ 最終的に最終処分が完了すると排出事業者の元に、排出時の控え伝票のA票の他に、B2票、D票、E票が戻って来る。
 マニフェストは、この4枚が1セットで、排出時の廃棄物が適正に処分されたことが確認できる。

【マニフェストと産業廃棄物の流れ】

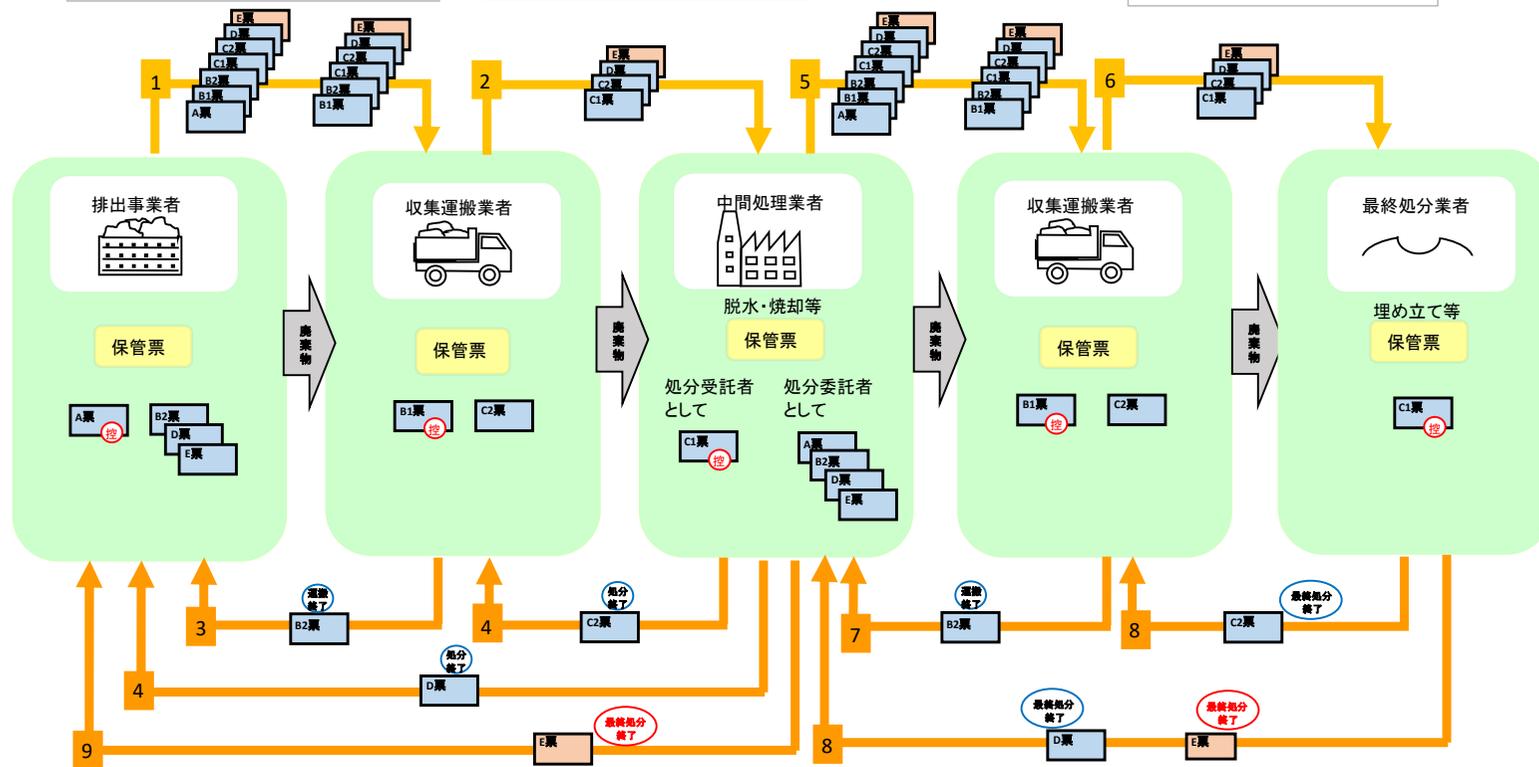
【資料-15-②】

1 排出事業者がマニフェストに必要事項を記入します。産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すとき、A～E票も渡して記載事項をお互いに確認します。運搬担当者から署名、捺印をもら

2 収集運搬業者は、産業廃棄物を中間処理業者に引き渡すとき、B1～E票も渡し、処理担当者から署名、捺印をもらいます。B1票とB2票を受取り、B1票は控えとし

5 ここからは中間処理業者が新たに排出事業者となってマニフェストを交付します。

6 収集運搬業者は、産業廃棄物を最終処分業者に引き渡すとき、B1～E票も渡し、処分担当者から署名、捺印をもらいます。B1票とB2票を受取り、B1票は控えとして保管します。



3 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名、捺印されたB2票を排出事業者

4 中間処理業者は処理終了後10日以内にD票を排出事業者、C2票を収集運

7 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名、捺印されたB2票を中間処理業

9 中間処理業者は最終処分終了の記載されたE票を受取った場合、排出事業者が交付したE票に、最終処分終了の記載を転記して10日以内

8 最終処分業者は処分終了後10日以内に最終処分終了の記載(最終処分の場所の所在地および最終処分年月日を記載)したD票とE票を

参考例

【一般的なパッシブ方式のVOC測定】

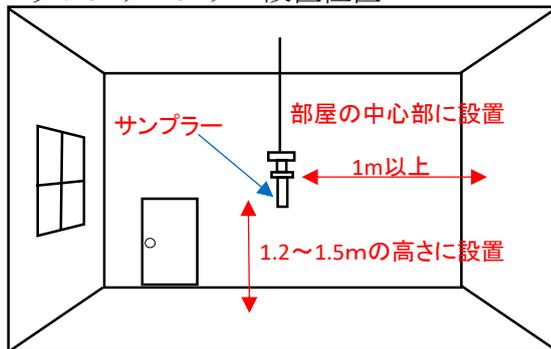
①採取前の準備

- ◎ パッシブサンプラーは使用直前まで冷蔵庫で保管すること
- ◎ 測定対象室内の戸棚・引き出し・ドア・窓等を開放し30分換気すること
- ◎ 換気終了後は、測定対象室内の戸棚・引き出し・ドア・窓等を締め切り5時間以上密閉状態にすること
- ◎ 換気終了後から採取終了後まで、測定対象室内への入室を禁止すること
- ◎ 採取時間は、8～24時間です。（14：00～15：00を含むように設定する）
- ◎ 塗料・接着剤・タバコ棟は分析結果に影響を及ぼすため、サンプラー設置者は設置直前にそれらに接触しないようにすること

②試料採取

- ◎ 測定対象室の中心部に、下記の条件で設置すること
 - ・壁から1m以上離す
 - ・床上1.2m～1.5mの高さに設置する
 - ※(保育施設・乳児対象は床上30cm、3歳児対象は床上60cm)
 - ・天井(照明器具等)から吊るすか、三脚・脚立等を利用して吊るす
 - ・採取中は、常時換気システムは稼働したままでよい
 - ※(サンプリング終了まで、測定対象室内への入室を禁じて下さい)

パッシブサンプラー設置位置



③採取終了後

- ◎ パッシブサンプラーを銀色の袋に入れて密封する
- ◎ パッシブサンプラーを検査機関にて解析する
- ◎ 解析後、試験結果を確認する
 - ※基準値をクリアできない場合は、再試験となる

【VOC濃度測定報告書の確認】

※ 横浜市の測定マニュアルを遵守しているか。測定項目が7種類あるか。

・ホルムアルデヒド	(0.08ppm) 100 μg/m ³
・アセトアルデヒド	(0.03ppm) 48 μg/m ³
・トルエン	(0.07ppm) 260 μg/m ³
・キシレン	(0.20ppm) 870 μg/m ³
・パラジクロロベンゼン	(0.04ppm) 240 μg/m ³
・エチルベンゼン	(0.88ppm) 3800 μg/m ³
・スチレン	(0.05ppm) 220 μg/m ³

※ 基準値を超えていないか。